

平成23年第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月2日（水）から17日（木）まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月2日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
3日	木			
4日	金			
5日	土			
6日	日			
7日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
10日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
11日	金	民生産業委員会	13時	付託事件審査
		総務文教委員会	13時	付託事件審査
12日	土			
13日	日			
14日	月	総務文教委員会	10時	付託事件審査
15日	火	連 合 審 査 会	10時	付託事件審査
		予算特別委員会	13時	付託事件審査
16日	水			
17日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
平成23年 3月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月2日 午後1時00分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月2日 午後2時00分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 12人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 1人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員	1番	須藤 信一郎		2番	原 哲 也	

職 務 出 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第13 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第25 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第30 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第31 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例

平成23年3月2日（第1日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

只今から平成23年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

先ず町長より提出されています、平成23年度施政方針とその資料。

第4次鞍手町総合計画後期基本計画及び正誤表。

監査より提出されています、月例現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において1番議員 須藤信一郎君及び2番議員 原 哲也君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月17日までの16日間に決定いたしました。

次に進みます。

日程第3 議案第3号から日程第11 議案第11号までの9件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第3号から 日程第11 議案第11号までの9件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第3号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本条例は、第5次鞍手町行財政改革の改革項目を実施するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第4 議案第4号は、鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例であります。本条例は、第5次鞍手町行財政改革の改革項目を実施するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第5 議案第5号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い条例の一部を改正するものです。なお、現在、本町においては、対象となる非常勤職員は在職していないことを申し添えておきます。

次に、日程第 6 議案第 6 号は、鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、議会議員の報酬を減額するため条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 7 議案第 7 号は、鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、特別職の職員で非常勤の者の報酬を減額するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 8 議案第 8 号は、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町特別職報酬等審議会からの答申に基づき、町長、副町長、教育長の給与を減額するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 9 議案第 9 号は、鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、第 5 次鞍手町行財政改革の改革項目を実施するため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 10 議案第 10 号は、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、議案第 9 号 鞍手町職員の旅費に関する条例の改正に伴い、改正内容の整合性を図るため、条例の一部を改正するものです。

次に、日程第 11 議案第 11 号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例が引用している障害者自立支援法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

以上、日程第 3 議案第 3 号から 日程第 11 議案第 11 号までの 9 件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第 12 議案第 12 号から日程第 20 議案第 20 号までの 9 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第 12 議案第 12 号から 日程第 20 議案第 20 号までの 9 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 12 議案第 12 号は、平成 22 年度鞍手町一般会計補正予算（第 7 号）でありま

す。

本補正予算は、国の補正予算1号に伴う住宅耐震改修等緊急促進事業費の追加、住民生活に光をそそぐ交付金の交付限度額の増額による事業費等の追加、及び下水道事業に係る過疎債への振り替えに伴う下水道事業特別会計への繰出金の追加、並びに歳出執行残の減額、地方債等の補正要因について調整しております。

これらの財源といたしまして、現時点で確定している国・県補助金、町税、負担金、地方債等を充て、歳入歳出それぞれ43,283千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,623,573千円といたしました。

なお、住宅耐震改修等緊急促進事業、きめ細かな交付金対象事業、住民生活に光をそそぐ交付金対象事業のうち、施設整備に係る事業費については翌年度へ繰り越します。

以上が、補正予算第7号の概要であります。

次に、日程第13 議案第13号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、歳出で、総務費の追加、共同事業拠出金及び保健事業費における特定健康診査等事業費の減額などの補正要因について、関係項目を調整し、歳入歳出それぞれ5,330千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,232,613千円といたしました。

以上が、補正予算第4号の概要であります。

次に、日程第14 議案第14号は、平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、歳出で、医療諸費の減額及び諸支出金の追加、歳入で、支払基金交付金、国庫支出金、諸収入などを追加し、歳入歳出それぞれ820千円を減額、予算総額を歳入歳出それぞれ6,539千円といたしました。

なお、本特別会計は、平成23年3月末で閉鎖し、新年度からは一般会計に移行する予定であります。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第15 議案第15号は、平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、歳入で後期高齢者医療保険料の追加及び繰入金金の減額などにより、歳入歳出それぞれ2,543千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ203,130千円といたしました。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に、日程第16 議案第16号は、平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は、貸付金の繰上償還を一般会計の諸収入として処理していましたが、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の指導により、起債の償還に充てることとし、歳入歳出それぞれ1,816千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,167千円といた

しました。

以上が、補正予算第1号の概要であります。

次に、日程第17 議案第17号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、単独事業に係る下水道事業債を過疎債に振り替え、一般会計からの繰入金を調整したもので、歳入歳出予算総額745,515千円に変更はありません。

以上が、補正予算第4号の概要であります。

次に、日程第18 議案第18号は、平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、建設改良事業費の執行残による減額に伴う収入及び支出の調整を行った結果、収入では企業債252,000千円を減額、支出では建設改良費294,686千円を減額しています。

なお、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正はありません。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第19 議案第19号は、平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、医業収益、医業外収益、医業費用など、収支等の調整や不納欠損処理を行った結果、収入の総額を2,746,011千円、支出の総額を2,680,036千円とし、収支差引65,975千円の利益を計上いたしております。

次に、予算第4条に定めた資本的収入及び支出において、特別利益を追加し、収入総額を106,157千円としています。

支出予算の補正はありません。

なお、収支差引不足額93,071千円については、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

次に、日程第20 議案第20号は、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、施設運営事業費、施設運営事業外収益など、収入の調整や不納欠損処理を行った結果、収入の総額を340,742千円、支出の総額を332,931千円とし、収支差引7,811千円の利益を計上いたしております。

以上が、補正予算第3号の概要であります。

以上、日程第12 議案第12号から 日程第20 議案第20号までの9件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第21 議案第21号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第21 議案第21号については、平成23年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成にかかる背景と重点施策及び、編成内容の概略にふれながら施政方針を申し述べます。

まず、はじめに国の予算等の状況を申し上げます。

平成23年度国の本予算は、政権交代後、新政権がゼロから取り組む最初の本予算であります。

皆様、ご存知のように政局が混沌とし、先行きが極めて不透明な状況にありますが、一般会計予算9兆4千116億円、前年度に比べ0.1%増で、今国会に提案されています。

国の地方財政対策については、依然として、大幅な財源不足が生じるものと見込まれている中、地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することを基本とされています。

これにより、平成23年度地方財政の歳入歳出規模は、総額で8兆5千200億円、前年度に比べて0.5%の増と見込まれています。

以上が、国が示した平成23年度予算の基本方針及び地方財政対策の基本的な方向性です。

このような状況を踏まえ、本町の平成23年度の予算編成は、本年度策定した第4次総合計画後期基本計画の実現に向けて、所要の予算措置を行っております。

皆様のお手元には、その第4次総合計画後期基本計画を配布しています。

依然として、厳しい財政状況を立て直し、健全な財政運営を実現するため、行財政改革プランを策定しましたが、早期実現可能なものは当初予算に反映しています。

さらに、特別職の給与及び議会議員等の報酬額につきましても、特別職報酬等審議会の答申内容を加味いたしております。

これらの諸条件を勘案し、歳入については、現時点で確保できるものを全て計上いたしましたが、歳出に対する財源不足133,210千円については、財政調整基金からの繰入金で調整しています。

その結果、平成23年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ6,006,268千円としています。

これは、平成22年度の当初予算5,860,682千円と比較しますと2.48%の増、金額にして145,586千円の増額となっています。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成23年度当初予算を編成しています。

当会期中に提案する関連議案とともに、ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

平成23年度一般会計予算の提案にあたり、その概要を申し述べ、提案説明といたしますが、詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。

まず、歳出では、1款 議会費は、平成22年度当初予算額と比較して25,877千円増となる118,632千円を計上しています。

増額となった主な要因は、議員報酬については、報酬審議会の答申を受け、5%減額改定しており、共済費を除く報酬及び期末手当の合計で2,388千円が減額となっていますが、平成23年度から議員年金制度が廃止されることに伴い、暫定措置による一時金等の支払財源が不足することから、その財源を地方自治体が負担することとされているため、共済費で26,640千円増となったことによるものです。

2款 総務費は、平成22年度と比較して204,043千円減となる719,206千円を計上しています。1項 総務管理費 1目の一般管理費では、前年度より123,180千円、少ない335,205千円を計上しています。

減額となった主な要因は、定年退職者数が平成22年度の7名に対し、平成23年度は3名であるため、退職手当が112,368千円減額となったことなどによるものです。

10目 電算管理費では、電算システム更新に伴い、新旧電算システムが6月間並行稼働することとなり、保守点検等委託料及び電算機使用料等で26,972千円増となる118,446千円を計上しています。

4項 選挙費では、平成23年度は県知事及び県議会議員選挙、並びに鞍手町議会議員選挙が実施されますので、所要額を計上しています。

3款 民生費は、平成22年度と比較して131,637千円増となる2,194,888千円を計上しています。

増額となった主な要因は、民生費のうち1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費で、後期高齢者医療療養給付費で15,515千円、国民健康保険特別会計繰出金で8,633千円などが増となり、平成22年度と比較して21,315千円増となる410,825千円となったことによるものです。

次に、3目 老人福祉総務費では、対象者数の減員により老人保護措置委託料で1,949千円減額となりましたが、職員給与費の増加で平成22年度と比較して3,604千円増となる93,467千円となっています。

次に5目 介護保険事務費は、平成22年度と比較して10,707千円増となる270,916千円を計上しています。

増額となった主な要因は、介護保険広域連合負担金が、平成22年度と比べ9,983千円増となったことによるものです。

次に6目 重度障害者医療対策費は、平成22年度と比較して12,736千円増となる67,690千円を計上しています。増額となった主な要因は、扶助費が12,696千円

増となったことによるものです。

次に11目 障害者自立支援費は、平成22年度と比較して6,595千円減となる274,954千円を計上しています。

次に12目 老人保健医療費は、老人保健法の廃止に伴い、平成22年度をもって老人保健特別会計が廃止されることから、その後に発生した場合の老人保健に関する諸費用については、老人保健特別会計ではなく、一般会計に新たに設けたこの予算科目において処理されることとなります。平成23年度は、515千円を計上しています。

次に2項 児童福祉費 6目 児童措置費は、平成22年度に創設された子ども手当のうち3歳未満については、平成23年度から2万円に増額されることになっており、その増額分などを含めて平成22年度と比較して41,144千円増となる307,472千円を計上しています。

次に7目 乳幼児医療対策費は、平成22年度と比較して14,851千円増となる42,565千円を計上しています。

増額となった主な要因は、医療費が伸びたことによる扶助費の増額によるものです。

次に5項 人権推進事業費については、職員給与費に係る減額分があるものの、男女共同参画の推進に伴う問題解決の相談委員としての報酬や周知活動として講演会を実施するための所要額36,292千円を計上しています。

4款 衛生費は、平成22年度と比較して100,976千円増となる790,209千円を計上しています。

1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費は、平成22年度と比較して85,737千円増となる262,313千円を計上しています。

増額となった主な要因は、町立病院の医療機器整備に伴う事業費の一部について、過疎債70,600千円を充てることなどから、前期分繰出金が平成22年度と比較すると86,676千円増となる199,919千円となっています。

なお、平成23年度の病院事業への繰出金総額は329,371千円になっており、後期分につきましては財源の状況を考慮しながら補正で対応させていただきます。

次に2目 予防費は、平成22年度と比較して17,110千円増となる35,634千円を計上しています。

増額となった主な要因は、本年1月の臨時議会で議決いただきました子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進事業について、平成23年度においても継続して行うこととしていることから、その委託料が12,354千円増額となったことによるものです。

5款 労働費は、平成22年度と比較して15,152千円増となる44,680千円を計上しています。

増額となった主な要因は、平成23年度までとされている緊急雇用創出事業臨時特例基金事業について、最終年度として事業委託料20,772千円などを計上したことによるものです。

6 款 農林水産事業費は、平成 22 年度と比較して 6, 799 千円増となる 93, 124 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、2 項 林業費、2 目 林業振興費において、荒廃森林再生事業に取り組むため、工事費 7, 128 千円を含む事業費 8, 811 千円が新たに増額となったことによるものです。

7 款 商工費は、平成 22 年度と比較して 6, 381 千円減となる 42, 968 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1 目 商工総務費で、職員給与費等で 1, 404 千円、2 目 商工振興費で、国の公共交通政策の変更に伴う鞍手町地域公共交通活性化協議会に対する負担金が、5, 256 千円減となったことなどによるものです。

8 款 土木費は、平成 22 年度と比較して 129, 232 千円増となる 491, 697 千円を計上しています。

2 項 道路橋梁費では、隔年度で実施される急傾斜地崩壊対策に伴う事業費を平成 23 年度は、15, 000 千円計上しています。

3 項 河川費では、ため池等整備事業の県負担金として 17, 590 千円計上しています。

6 項 都市計画費では、1 目 都市計画総務費で、インターチェンジ関連の予算が減額となりますが、2 目 下水道総務費で、下水道事業債の過疎債への振替分を年度当初から計上することから、流域関連公共下水道事業特別会計繰出金が、平成 22 年度と比較して 115, 627 千円増となり、平成 23 年度は 298, 573 千円を計上しています。

9 款 消防費は、平成 22 年度と比較して 13, 475 千円増となる総額 318, 518 千円を計上しています。

増額となった主な要因は、1 目 常備消防費において、直轄広域消防本部において大型タンク車の買い換えが計画されていることから、負担金が平成 22 年度と比較して 9, 298 千円増となり 280, 331 千円となったことと、2 目 非常備消防費において、防災無線の整備に伴う設計委託料 4, 951 千円の計上をおこなったため、平成 22 年度と比較して 4, 338 千円増となる 32, 538 千円となったことなどによるものです。

10 款 教育費は、平成 22 年度と比較して 66, 195 千円減額となる 446, 596 千円を計上しています。

1 項 教育総務費では、平成 22 年度と比較して 1, 550 千円減となる 98, 514 千円を計上しています。

なお、第 4 次総合計画後期計画及び第 5 次行財政改革プランで掲げられています小中学校統廃合に関わる予算として、小中学校統合整備計画策定に伴う委員報酬等を事務局費に計上しています。

2 項 小学校費では、剣南小学校及び新延小学校の校舎耐震補強工事費 38, 055 千円などを含む 104, 263 千円を計上しています。これは、平成 22 年度と比較して 43, 170 千円の増となっています。

3項 中学校費では、平成22年度に実施した南北両中学校の校舎耐震補強工事費137,804千円などが減額となることから、平成23年度は、平成22年度と比較して143,738千円減となる39,339千円を計上しています。

4項 高等学校費では、平成22年度と比較して38,698千円増となる53,378千円を計上しています。増額となった要因は、鞍手町立 ^{ほうしょうかん} 豊翔館の校舎耐震補強工事費38,570千円などを計上したことによるものです。

12款 公債費は、735,741千円を計上しています。平成22年度当初予算に比べて943千円の減額になっています。

以上が、平成23年度の主要事業と歳出予算であります。

次に、歳入では、1款 町税は、平成22年度と比較して84,141千円減となる1610,737千円を計上しています。

日本全体では、景気が回復基調にあるといわれていますが、本町においては、その傾向はまだ見られず、依然、景気は低迷した状態にありますので、平成22年度当初予算より減額となっています。

税目別で申しますと、1項 町民税で642,143千円を計上しています。これは、平成22年度の723,026千円と比較して80,883千円の減額、率にして11.2%の減となっています。

個人町民税は、550,649千円を計上しています。これは平成22年度と比較して61,120千円の減額、率にして10.0%の減となっています。

法人町民税につきましても、景気の低迷が大きく影響し、平成23年度は、91,494千円を計上しています。これは、平成22年度と比較して19,763千円の減額で、率にして17.8%の減となっています。

町たばこ税につきましては、昨年10月から税率が引き上げられ、喫煙離れが懸念されましたが、本年度の収入が平成21年度とほぼ同額が見込まれることから、平成23年度におきましても、平成22年度と同額の110,000千円を計上しています。

次に、2款 地方譲与税は、74,000千円を計上しています。地方譲与税は、平成23年1月までの収入実績と平成23年度の地方財政計画を考慮し、地方揮発油譲与税については、平成22年度より80,000千円増となる14,000千円、自動車重量譲与税については、平成22年度と同額の60,000千円計上しています。

次に9款 地方特例交付金は、平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の軽減や税制改正に伴う減収の補填として交付されるものであり、平成23年度の地方財政計画においては1.2%、額にして4,500,000千円の増となっていますが、平成22年度と同額の20,000千円を計上しています。

次に10款 地方交付税は、平成22年度普通交付税は、昨年12月に追加交付もあり、2,010,625千円でした。

国の平成23年度地方財政計画における地方交付税総額は、平成22年度に比べ4千79

9億円、率にして2.8%増となる17兆3千734億円とされ、平成22年度と比べ増額となる要因があります。

しかし、交付税の算定基礎となる本町の人口が、平成22年度国勢調査において1万8千204人から1万7千95人となり、1千109人率にして6.1%減少したことに伴う減額の要因もあります。

また、平成23年度算出に伴う基準財政需要額及び基準財政収入額において未確定要素が多くありますので、普通交付税及び特別交付税いずれも平成22年度当初予算と同額の18億円と2億6千万円、合わせて20億6千万円を計上しています。

次に14款 国庫支出金は、平成22年度当初予算より1,164千円増の475,799千円を計上しています。

国庫支出金のうち1項 国庫負担金については、保育児童数の増に伴う児童福祉費負担金増や子ども手当の3歳未満2万円支給に伴う民生費国庫負担金増などにより56,160千円の増となっています。

次に15款 県支出金は、平成22年度当初予算より40,201千円増の420,679千円を計上しています。増額となった主な要因は、2項 県補助金において、重度障害者医療及び乳幼児医療に伴う給付増に伴う民生費県補助金で11,754千円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業などに伴う衛生費県補助金で10,712千円、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業に伴う労働費県補助金が15,154千円の増となっていることによるものです。

しかし、3項 県委託金で、平成22年度実施されました国勢調査に伴う委託金8,247千円などが減額となり、県委託金全体では13,101千円が減額となっています。

次に、18款 繰入金は、平成23年度当初予算編成におきまして、厳しく歳出削減を行いました。なお不足する財源133,210千円については、財政調整基金から繰り入れることとしています。

また、その他高額療養費支払資金貸付基金などの繰入金2,003千円を含む135,212千円を計上しています。

次に19款 繰越金は、平成22年度と同額の35,000千円を計上しています。

次に20款 諸収入は、119,800千円を計上しています。これは、平成22年度より49,644千円少ない額となっています。減額となった主な要因は、福岡県産炭地域活性化基金からの収入が43,914千円減額になったことによるものです。

最後に21款 町債は、平成23年度、615,400千円を計上しています。増額となった要因は、平成22年度から過疎地域に指定されていますが、過疎債を当初予算から計上することとなるのは平成23年度からであり、その額は一般過疎債分が260,400千円、ソフト事業分である特別事業分が35,000千円 合計295,400千円を計上しているためです。

なお、平成23年度は退職手当債を借りないことから、平成22年度と比較して123,

900千円減額となるとともに、地方財政計画により国の臨時財政対策債の財源が約20%減額されることから、本町においても平成22年度確定額から約24%を減額した3億2千万円を計上しています。

これらにより町債全体で、平成22年度と比較して108,535千円の増額となっています。

以上が、平成23年度の歳入の主要項目と予算額です。

なお、これらの充当財源としましては、平成22年度性質別予算比較表を添付していますのでご参照願います。

また、予算総則としましては歳入歳出規模、地方債、一時借入金の最高限度額及び歳出予算の流用について、それぞれ提案し、関係書類を添付しています。

以上が、平成23年度予算の概要であります。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第22 議案第22号から日程第27 議案第27号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第22 議案第22号から日程第27 議案第27号までの6件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第22 議案第22号は、平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、厳しい社会情勢による所得の低迷に伴い、一般世帯が低所得者世帯に移行したため、一般被保険者高額療養費が増加している状況であります。

歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金など、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金などを主なものとして、関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2,231,252千円といたしました。

以上が、議案第22号の概要であります。

次に、日程第23 議案第23号は、平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、歳入では、後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金など、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金などを主なものとして計上し、予算総額を、歳入歳出それぞれ216,329千円といたしております。

以上が、議案第23号の概要であります。

次に、日程第24 議案第24号は、平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算につきましては、貸付金の償還事務に係る経費等を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ383千円計上いたしております。

以上が、議案第24号の概要であります。

次に、日程第25 議案第25号は、平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ754,771千円を計上いたしております。

以上が、議案第25号の概要であります。

次に、日程第26 議案第26号は、平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11箇所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ63,589千円計上いたしております。

以上が、議案第26号の概要であります。

次に日程第27 議案第27号は、平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ7,773千円計上いたしております。

以上が、議案第27号の概要であります。

以上、日程第22 議案第22号から 日程第27 議案第27号までの6件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第28 議案第28号から日程第30 議案第30号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第28 議案第28号から日程第30 議案第30号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第28号は、平成23年度鞍手町水道事業会計予算であります。

平成23年度の水道事業に於ける業務の予定量は、給水戸数6,711戸、年間総給水量1,640,258 m^3 とし、主要な建設改良事業としましては、浄水場改良事業を、平成22年度よりの継続事業として、整備を行います。

予算第3条 収益的収入及び支出では、事業収益292,404千円に対し、事業費用291,909千円で、差引495千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入790,993千円に対し、資本的支出892,222千円で、差引101,229千円の不足となりますが、不足額は、当年度分損益勘定保留資金及び建設改良積立金から補填することといたしております。

以上が、議案第28号の概要であります。

次に、日程第29 議案第29号は、平成23年度鞍手町病院事業会計予算であります。

平成23年度予算におきましては、企業として健全経営化に向け、人件費、必要経費等の節減など、経営安定に努力しながら編成いたしております。

予算第3条 収益的収入及び支出では、事業収益2,716,076千円に対し、事業費用2,713,918千円で差引2,158千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入160,973千円に対し資本的支出208,953千円で差引47,980千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

なお、一般会計からの繰入金につきましては、当初予算で総額の2分の1の計上を行い、後期分につきましては、今後の補正予算で計上する方針であります。

以上が、議案第29号の概要であります。

次に、日程第30 議案第30号は、平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算であります。

平成23年度予算におきましては、企業として健全経営化に向け、人件費、必要経費等の節減など、経営安定に努力しながら編成いたしております。

予算第3条 収益的収入及び支出では、事業収益347,512千円に対し、事業費用344,425千円で差引3,087千円の利益を見込んでおります。

次に、予算第4条 資本的収入及び支出では、資本的収入1千円に対し、資本的支出23,935千円で差引23,934千円の不足となりますが、不足額につきましては当年度分損益勘定留保資金から補填することにいたしております。

以上が、議案第30号の概要であります。

以上、日程第28 議案第28号から日程第30 議案第30号までの3件についての提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第31 発議第1号を議題とします。

香原 暹君に提案説明を求めます。

香原議員。

○3番 香原 暹君

日程第31 発議第1号について提案説明を申し上げます。

日程第31 発議第1号は鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例であります。

ゴミの不法投棄問題は、多くの住民の関心事であり、悩みの種でもあります。また町にとりましても、その片付けには多くの予算を伴うことから、大変重大な問題であります。

ゴミの不法投棄問題は、環境の美化という観点からだけでなく、これを放置することで、ゴミぐらい捨てても構わないのではないかという安易な風潮を生み、子から孫へ助長再生産されることに繋がり、人間の倫理道德の向上という点からも、大きな弊害を生みやすい問題であります。

ゴミの不法投棄に関しては、国の廃棄物の処理及び清掃に関する法律にかなり重い刑罰規定があります。更には鞍手町も環境美化に関する条例では、ゴミの不法投棄は明確に禁止されています。しかしその実効性は必ずしも確保されていないのが現状であります。

そこで、環境美化に関する条例の実行性を確保するために、ゴミの不法投棄の他、放置車両等に関する規定を加え、併せて不法投棄に対する罰則規定を設けようとするものであります。

以上が、日程第31 発議第1号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしく願いいたします。

○議長 日高 直幸君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時00分

平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
平成23年 3月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月7日 午後1時00分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月7日 午後2時26分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	1番	須藤 信一郎		2番	原 哲 也	

職 務 出 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出欠
	町 長	柴 田 好 輝	出欠	会計課長	原 繁 幸	出欠
	副町長	本 松 吉 憲	出欠	建設課長	岡 松 要 一	出欠
	教育長	山 本 喜久男	出欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出欠
	総務課長	阿 部 哲	出欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出欠	教育課長	平 瀬 研 一	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月7日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
10番 川野 高實	<p>1. 新年度予算について</p> <p>(1) 平成23年度税制改正大綱では「法人実効税率の引き下げ」が決まっているが、本町財政への影響は</p> <p>(2) 本町の予算案に計上されている、子ども手当の財源構成は</p> <p>(3) 平成22年度税制改正で年少扶養控除の廃止が決まっており、所得税では今年の1月から、住民税については来年6月からなくなる。また同時期に特定扶養控除の上乗せも廃止されることになっていることから、これら税制改正の本町財政への影響は</p> <p>(4) 歳出については、なお一層の行財政改革の取組みは時代の要請であり、平成17年3月に国が示した「集中改革プラン」も6年目に入り、本町の行財政改革への取組みは イ・また「そこで生み出された経済的効果は減税として住民に戻すべきである」あるいは「減税で歳入を抑制して、その範囲の中で改革に取り組むべきだ」という考え方が大阪や、愛知、名古屋で注目されているが、これらの動きについて町長の考え方は</p> <p>(5) 平成23年度地方財政計画によれば、「一括交付金」については「地域自主戦略交付金」が創設され、平成23年度は第一段階として都道府県を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施、市町村分は平成24年度から実施される。また、特別交付税制度の見直しも行われ、平成23年度は交付税総額の特別交付税の割合を引き下げ、交付税総額の1%（1,737億円）を普通交付税に移行する措置が取られた。平成24年度は5%が4%に引き下げられるが、本町の財政運営への影響は</p> <p>(6) 昨年の町長選での公約が平成23年度予算の中にどのように反映されているのか</p>	町長
11番 毛利 喬	<p>1. 土地開発公社に立替えた22億円の返済について</p> <p>(1) 土地開発公社の内容は</p> <p>(2) 22億円の立替えに至った経緯は</p> <p>(3) 返済の期待はできるのか</p> <p>2. 町有地を利用して若年層向けの住宅建設について</p> <p>(1) 「子育て支援住宅の建設」について、テレビ等で紹介されていたが、鞍手町としての考えは</p> <p>(2) 土地の利用や町内業者の協力は</p> <p>(3) 町として資金援助は考えられないか</p> <p>3. 将来の鞍手町発展のための合併問題について</p> <p>(1) 2～3町位の対等合併を目指しては</p> <p>(2) 鞍手町の発展には合併しかないと思うが、町長の考えは</p>	町長 町長 町長

平成23年3月7日（第2日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に1番議員 須藤信一郎君の質問を許可します。

○1番 須藤 信一郎君

西川小学校前の西川に架かる通学路の簡易橋についてお尋ねします。

この橋は道幅も狭いうえに落下防止のために設定されている、安全のための欄干の高さが74cmしかありません。

小学校低学年の児童が渡るには良いとして、高学年の児童、或いは中学生が橋を渡る場合、状況によれば危険を伴います。まして自転車で渡る場合は更に危険性が増します。

また橋が鉄製であり、その上に簡易舗装されているため、厳冬期には凍って滑りやすくなり大変危険な状態になる場合があるそうです。

建築法によりますと、安全確保のため橋の欄干の高さは110cmと定められているようですが、そうであるならば建築法にも違反しています。なにより毎日多くの小中学生が通う通学路であることが問題であるように思われます。増水期、厳冬期等に万が一川への転落事故が起きた場合、行政は欄干の高さが法的に満たされていない責任を問いかねられません。

本来ならば通学路としてももう少し安全でしっかりした橋に架け替えるべきであると思いますが、副町長の見解をお伺いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

西川小学校の前の橋梁に架かる欄干ということでのご質問でございます。

現地が74cmとなっています。これは高さ的には横断防止柵という高さに設定されています。質問議員が言われますように、転落防止柵は橋梁手法法、橋梁を作る時の指針がございまして、この中で橋梁については謳われています。標準の高さを1.1mと設定されています。

特段の事情がある場合という但し書きで、低くすること、或いは高くすることというのがありますが、あまり低くても駄目ですと、高すぎても圧迫感等があつて、好ましくないというふうにいわれて、標準的には1.1mというふうにされています。

転落防止柵を高くする上での問題点がございまして、その辺の説明をさせていただきます。構造的な問題が1つあります。現在の橋はH型構、H構の一番下の部分にボルトで支柱を固定しているという状況にあります。

仮にこの高欄を高くしますと、力が加わる時に高い支点で力が加わる、そのときに応力的にボルト止めでどうなのかという点を検討する必要が出て来ると思います。

高くした時に、ボルトだけの固定で良いのかどうか、というのが中間地点に支柱を支える、合結する部分の構造が全くありませんので、どうしても一番下しか止めることが出来ない。それとH型構の幅を今の支柱を大きく、高くして加重をかけることで、今のボルト穴で大丈夫かどうか、こういった検討も当然必要になってきます。

もう一つは、現在の橋の位置づけというのが問題になります。これは私が建設課長をしていた当時2年前だと思いますが、当時横断するときに点滅信号の押しボタンの問題があって、県土木事務所にお伺いし確認したところ、現在の橋が町の橋としての位置づけがない。県としても県の占用台帳に載っていない。いわゆる宙に浮いた状況になっています。

これはどういったことかは分かりませんが、おそらく以前、あそこに木橋があって、その架け替えになったのか、或いは太郎丸橋を架け替える時に仮設橋として作られたのか、その辺は定かではありませんが、便宜上利用者が使いやすいということで、現在のまま残されたのではないかということが考えられます。

県に当時お話をしたのですが、県の方は町として占用願いを出してくれないかというような話がありました。町が占用願いを出しますと、当然現在の橋が町の占用物件になりますので、高欄を替えることになりまして変更許可が必要になるのですが、今の段階では町の物件、県の物件でもない、宙に浮いていると。

町の物件で正式に申請しますと、当然構造的に、これが仮設橋なのか本仮設なのかがはっきりしませんが、仮設橋であれば当然撤去という話になって来ると思います。そうすると本仮設になると河川幅が広い場所ですから、億という単位の費用が掛かるという状況にもあります。

こういった諸条件は十分慎重に検討する必要があるのではないかというふうに考えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

物件の所在がはっきりしないということでございますが、前回の調査のときに曖昧のまま放置していたということになります。町の物件にするのか、県の物件にするのかということですが、まず討議して頂いて決定する必要があると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

当時協議をして放置という言葉はどうかと思いますが、その後調査をいろいろやったわけですが。県にも経緯、おそらく河川工事か何かの関係だと思っておりますが、その辺がはっきりしないというところがあります。

ご質問のように危険性の除去ということになりますと、今の橋を架け替えるのか、或いは通学路そのものの見直しをやるのか、こういう点もあるのではないかと考えています。その辺を含めて、今後慎重に対応して行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

西川小学校、中学校に至る橋ですが、小学校の正門に至る橋は現在の仮の橋と申しますか、架橋が最も近く、その他の橋は少し遠回りになりますので、これは必要だと思われまふ。是非所在をはっきりして頂いて、先程のお話では億の金額が掛かるということでしたが、実際問題として億というお金が掛かるのかどうか、その辺のところをもう少し検討して頂いて、どちらにしても今は74cmしかございませぬので、先程のお話ではボルトは応用力の関係で云々ということでしたが、やはり110cmという高さが私は必要だと思われまふ。

是非その点を、仮に現在財政的な問題で直ぐ取り組むということが出来なければ、後日のことにいたしましても、欄干の高さだけは至急に高くすべきであると。またボルトの関係、応力関係とおっしゃいましたが、110cmにしたからといって、折れたり、或いは応力が加わったりするということにも思われませぬ。

財政的にもそれほど多額の金額でなくても、構造を見てもと110cmに出来ると思ひます。町の橋なのか、県の橋なのかははっきりしていないということであれば、町の力で何とかして頂きたいと思ひますが、副町長どう思われまふか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現実的に利用しているのが町の住民ということで、河川の工作物になれば最終的に町になるのではないかと。ただこれを占用願ひ出すとなると、基礎から全ての調査をして書類を出す、その時に河川の構造上、欠陥があればそれも補正した上でということになります。現実に基礎がどのようになっているのかが把握出来る状況にないし、そういう調査も当然やる必要があるということで、時間も少し掛かるのではないかと申します。

もう一つは、転落防止柵というのが110cmの標準になっているのが、大人の重心、それから自転車に乗った時の重心の高さから110cmという設定が行われて申します。

お聞き申しますと中学生が自転車に乗って渡っているのが一番危険性が高いと思ひますので、この辺は現実には歩道であつて、自転車は降車というふうにつまれば、そこで降りて、押してもらつてというのが安全性確保の点からも必要かなということもありますので、この辺は教育委員会でも十分協議した上で、まずそういう安全策はとつて行くべきだろうと。その後この橋をどうして行くかということが必要かと思ひます。

今後、小木橋の上流、西川の改修というのを県の計画でやって申します。その中で橋梁を全て架け替えるという状況になって来ます。今お聞き申しているのは、大体上流部の10mぐ

らのところで約1橋あたり6千万円必要だと。該当します橋梁というのは河川幅がそれ以上にあるということで、おそらくそれぐらい掛かるだろうという想定であって、実際にどれくらい掛かるかというのは、コンサルに委託して出して行く必要があります。その前に構造的にどうなのかというのを調査すべきと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

以上のようなお話でしたが、これは先程申しましたように梅雨時、或いは厳冬期に地面が凍っているような時に、万が一転落事故等が起きまして、どうこうなった時に町の責任も問われると思います。出来るだけ至急にこの問題は進めて頂いて、架橋を架け替えるということは5千万円、或いは1億というお金が掛かると財政的な負担もございまして、とにかく欄干の高さを110cmにして頂きたいという要望を強くさせて頂いて、この質問を終わりたいと思います。

次にレッドキャベツの横にベーカリースイートパルというパン屋さんがございますが、それから本町公民館に至る間の六田川水路の左岸に防護柵がなく、非常に危険を伴うため、是非欄干の設置をお願いしたいと考えるのですが、これは町道ではないと思いますが、頻繁に人が行き来しています。

私も本町公民館に行く時に何度か通ったのですが、道自体は綺麗な道になっていませんし、六田川左岸との間に段差もありまして、非常危険で危ない状態であります。

是非防護柵を出来れば取り付けて頂きたいと思いますが、副町長の見解をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご質問のご意志は本町公民館に至る堤防ということでございます。この場所は道路として言われていますが、実際は河川堤防であり、道路としての位置づけというのは町ではいたしていません。

町内には六田川をはじめ西川、長谷川等いろいろな河川と大きな水路がございます。こういう堤防等の防護柵の設置というのは、道路であり通学路に指定している箇所といったところを優先して現在整備を進めている状況でございます。

ご質問の箇所は道路として位置づけていないものであり、堤防ということで、往来がどの程度あるか分かりませんが、おそらく近道ということで便宜上使われているのではないかと思います。反対側の右岸堤防というのは防護柵も設置して、舗装もし、通学路としているという整備も済ましています。橋梁を1本渡れば同じ場所に出るわけですから、是非安全に通行出来る道路を使用させて頂きたいというのが希望でございます。

もう一つ、一般土木事業に関しましては、町の財政状況が非常に厳しいということから、平成18年から、それまで各地区の要望があったものを現実には凍結して、緊急性の高いもの

から対応して行くということにいたしています。緊急性についても、地元と十分協議をした上で対応するという状況でございますので、そういった実情も含めてご理解頂きたいというふうに思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

町道でないということと、右岸に防護柵が設置されているので、それを通ってはいかがですかというお話でございました。

この道はかなりの人が利用しています。この場所だけでなく、町内を見渡して見ますとかなり危険と思われるような場所が多々見受けられます。町長が居られませんが、安心安全のまちづくりの観点から、町内のこういったやや危険な箇所を点検して、安全対策を考慮する必要があるのではないかと思います。

安心安全のまちづくりという観点からしますと、どのように考えられるのか、副町長で結構ですのでご意見をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

当然交通安全施設、こういった危険予防箇所は当然相当数ございます。これまでも地元の要望等を受けて現地調査した上で整備する順序も決めています。

通学路に関しても学校、PTA、教育委員会等で調査して頂いて、集約したものを担当課である建設課で受け、その中で協議をしながら順次進めているという状況でございます。一度に出来ればいいのですが、どうしても限られた中でやっていくということで、その中で優先順位を付けながら、担当課或いは教育課あたりが危険と判断する部分を優先して整備をしているという状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

須藤信一郎君。

○1番 須藤 信一郎君

町長の唱えられる安全安心なまちづくりのためにも、住民が安心して日常生活が営めるような環境整備に努めて頂きたいと要望いたします。

優先順位もいろいろとございましょうが、是非町全体の安全のためにも、ご尽力を頂きたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせて頂きます。

○議長 日高 直幸君

以上で須藤信一郎君の質問を終了します。

次に9番議員 久保田 正之君の質問を許可します。

○9番 久保田 正之君

通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

私は2月19日に開通いたしましたインターチェンジに関連する考え方を町長にお尋ねしたいという気持ちでいましたが、町長が欠席ということで、若干議題を取り下げる面もあるかと思いますが、関連することでお尋ねいたします。

インターに関する県道のアクセス道路は南小学校付近を走っています。このインター入り口から通称産業道路までの間に信号機が4ヶ所、県道を横断する一旦停止が2ヶ所と、この短い1000メートル以下ぐらいの区間に、ドライバーが気をつけて走ることとなっている状況であります。

学校付近については、通行は意識しての大きな看板も何にもない。特に県道がこういう形で学校寄りによった段階では、外部から、特に北九州とか北部の方からインターに乗り上げるドライバーについては、本当に苦慮されるのではないかなと思っています。

そこで町の道路管理者、学校の方にお尋ねいたします。この道路が出来た段階で、たぶん周辺は何度も歩かれたと思いますが、どう感じられたかお聞かせ頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

道路が出来た段階でどうかということでございます。私どもも県の説明を受けながら協議してやって来たわけですが、実際に机上でやった部分でアクセス道路そのものが非常に企画道路であり交付金である。接続する町道あたりの部分でどうなのかと。実際出来上がって何度も走った中で、この部分はどうかという部分が確かにございました。そういった部分については現在県に、地元からも意見がありましたので、こういった部分はどうかにならないのかという問い合わせを行っています。

言われるようにどうなのか、実際供用開始になっていろいろな問題が出て来ているのではないかと感じています。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

今副町長が述べられたように、この道路に対しては今から対処して行こうかなという感じも受けるわけですが、本来この道路は7年掛かりで出来上がって、今日に至っているわけです。そうした時に若干学校寄りの道路としては、県道がよるということに対してはもう少し神経を使ってもいいのではないかなと感じています。

産業道路から入って来て、インターに乗り上げる段階では、これは先生とか専門家の安全対策の標語というのはいろいろあるでしょうが、道路にスクールゾーンとかいろいろなものの表示の仕方があるのではないかと、特に心配するのは北九州から入って来られる方が、あそこは標識が50キロですね。ですからかなり少ない時はスピードを出して上がって来ると思います。もう少し大きな看板を、学校のことを考えたら早い時期に県、町なりに対応すべきではなかったかなと思っています。

答弁の中でそのことも感じているようですので、出来るだけ早く、インターが2月19日に開通から、2週間前に道路は供用開始しているわけです。その時点で5年も掛かれば案も出て来るのではないかと思います、出来るだけ早く看板、児童の通行道路として対応して頂きたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

最終的には県、町、規制関係については公安委員会が決定して標識等を立てています。それでは学校という部分の確認が出来ないのではというご指摘でございます。

この件についてはどういった形が一番いいのか、再度教育課と県とで必要な措置を対応出来れば対応して行きたいと思っています。早期に協議を始めたいと思います。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田 正之君

○9番 久保田 正之君

標識の関係は4月から学校が始まるわけですから、恐らくこのままで検討するというのと、今時間的な問題もあるでしょうが、その前にしっかり取り組んでやるという返事を頂きたいと思います。

このままでは父兄の方からも出て来て、急遽取り付けたと。折角でしたら私は理想としては供用開始の時点でそのものに対応して頂きたかったと思っていますが、4月に新しい児童が学校に来るということになれば、児童だけでなく周辺の方もそう思っているのですから、早く対応して欲しいという要望をして質問を終わりたいと思います。

○議長 日高 直幸君

以上で久保田正之君の質問を終了します。

次に8番議員 田中二三輝君の質問を許可します。

○8番 田中 二三輝君

本日は町長が急遽入院という状況でありますので、町長に関する考え方等を確認したい町営住宅の件がございましたが、その件については後日何らかの形で機会を作って行きたいと思っています。そこで本日はその中でも、教育長にお尋ねしたい件がございますのでお尋ねします。

先程の議員の中にもありましたが、鞍手インターチェンジは2月19日に開通いたしました。その中で県知事やご来賓の国会議員の先生方のお話にありまして、地域活性化インターとして完成した以上、地元は人口増加に向けた受け皿作りを進めて行く必要があると。私もそのように強く思っています。

そこで思いつくのが県営住宅に居住されている方々の中には、子どもの声が多く、大変活気があるというふうには私は思っています。

そこで同区を学校区としている小中学校の生徒数の変化がどのようになっているかお尋ね

いたします。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育長 山本 喜久夫君

只今の質問議員にお答えいたします。

県営住宅八尋団地は従前では戸数120戸ございましたが、計画戸数として現在131戸が建設されています。県営八尋団地から西川小学校に通学している児童数は、平成22年度は11人、鞍手南中学校校区としていますので、南中学校に通学している生徒数は現在2人でございます。

尚、県営倉坂団地から八尋団地への移転先として24戸が移転計画をされている状況下にあります。現在この中でも古月小学校校区でございまして2名おります。

そういうことを含めまして、調査の結果、今後数年間は県営八尋団地から小中学校への通学する児童生徒数は、ここ数年間は大幅な変動はございません。以上です。

○議長 日高 直幸君

田中 二三輝君。

○8番 田中 二三輝君

今のご答弁の中にもありましたように、今鞍手町は少子高齢化ということで、児童数が減っている状況下にあるというふうに推測も理解もしていますが、その中でそのような団地等があれば若い世代や子ども達が住んで頂けるということでもあります。

従って老朽化の激しい町営住宅の建て替え等の必要性や、今後町有地を利用した住宅団地の建設という、いわゆる人口の受け皿づくりは必要ではないかということで、町長のお考えをお伺いしたいところではございますが、本日は先程述べましたとおりの理由で、次回何らかの形でそういう機会が出来れば、この件についてお伺いしたいということと、町執行部の方々には、更に企業誘致等の受け皿も必要であるということ強く申し添えまして、私の本日の一般質問を終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で田中 二三輝君の質問を終了いたします。

次に13番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○13番 宇田川 亮君

通告に基づきまして3点について一般質問を行います。

今日は町長が欠席ということですが、町長の判断を仰がないといけない部分については、その旨申し出て頂ければ後日ということにさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目ですが、TPP環太平洋経済連携協定の対応について質問いたします。

この問題について、議会では既に12月議会でTPP交渉への参加に反対する意見書を採択しています。

日本で一番農業生産高の大きい北海道農政部が出した試算では、損失総額は2兆1254億円に上ります。農業生産への打撃は農業生産の減少だけでなく、食品加工等中小企業を含む地域産業に打撃を与え、農業所得の減少は購買力の低下に繋がり、地域の小売業やサービス業の低迷に直結します。

そこでT P Pに参加した場合、本町での影響はどうか教えて頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今質問議員が言われますように、政府がT P Pへの参加検討を表明して、T P Pの影響、手段や、国内対策の検討が現実十分行われないうまま関係国と協議するという方針を打ち出されています。

参加することで農林水産省が試算しました影響が、国内農産物の減少額というのが、2兆1千億ですか。食糧受給率が41%から14%に減少すると見込まれています。

鞍手町の農業経営帯数は240件あります。大半が高齢者で1.500ヘクタール未満の経営規模というのが大部分を占めていますので、水田の保全、水路の関係といったものを作業委託等に頼らない形態で助け合いながら生産が現実継続されているという現状であります。

鞍手町の基幹産業である農業にもたらす打撃というのは計り知れないということをいわれています。

仮にT P Pに参加した場合において、もう一つの影響というのは、国が支援すると言われていますが、米価の下落等によって離農者が出るのではないかと、或いは耕作放棄等が増加するのではないかとというふうに想定されています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

なかなか細かい試算までは出せないと思いますが、先程も言いましたように離農者が増え、遊休耕作放棄地も増えていけば、それは農業だけの問題でなく、購買力、中小業者にも影響が出て来るというのは明らかですから、この問題について町としての認識は今言われたとおりでしょうが、今後態度をどうされるのか、そして対応について、どのように考えているのかが分かれば教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町の今後の対応ということでございます。12月議会においてT P Pに関する請願第2号と陳情第7号について賛成の採決をされまして、内閣総理大臣外関係機関へ意見書を渡して頂いています。昨年12月26日に鞍手町においてT P Pに反対する決起集会が実施され

たところでございます。

全国町村会では平成22年12月1日にTPP交渉への参加に反対する特別決議が採択されています。当町におきましても全国町村会と足並みを揃えて対応して行くことにいたしています。

今後の対応でございますが、現在農業委員会でTPP参加反対の署名活動が実施されています。ここでも町としては反対の意思表示をして行くことといたしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

日本の根幹を揺るがす問題でもあると思いますので、是非強力に進めて頂きたいと思えます。

次に、国保税の引き下げについてお尋ねします。鞍手町での国保会計は、累積赤字が最大で1億円を超え、20年度に国保税を大幅に引き上げてから2年間で約5千万円が解消されました。しかしながら今年度は大幅な単年度赤字が予想されています。国保会計が苦しいのは、元々は国がその負担を減らしたことにあります。更に輪を掛けて、大企業には大儲けさせ、労働者や中小業者の所得を減らしたことが原因になっています。

国保会計が苦しいのは鞍手町だけでなく全国的な問題です。そこで多くの自治体では国保税の値上げを押さえるために、法定外の繰入を行っています、町としてその状況を把握しているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

実際法定外繰入をどの程度かというご質問だと思います。全国的には分かりませんが、福岡県内で申し上げますと、平成19年度に法定外繰入をしている市町村が66市町村の内42市町村、平成20年度が66市町村の内39市町村、平成21年度は合併等の関係もありますが、60市町村の内42市町村が法定外繰入をしているという状況でございます。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、全国的に国保会計が苦しい下で、しかも自治体の財政が苦しいからといって安易に国保税を上げるのではなく、近隣では本町より財政規模の小さい小竹町でも約5,000万円の繰入を行っています。

このことについて本町でも今後考えていくべきではないかと思いますが、本日は町長がおられません、その点について答弁があればお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

小竹町でも繰入をしているということでございます。本町におきましては一般会計でも非常に財政的に厳しいという状況もございます。実際法定外の公費を投入することで、当然国保財政の保険税は抑制出来るということにはなりますが、基本的に一般会計から出すということは税金での穴埋めということになって来ます。国保加入者以外の住民の負担も生じるというような状況になるという観点から、公平性という部分で好ましい姿ではないのではないかなという考えを持っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

先程も言いましたが、全国的に7割の自治体が法定外の繰入をしているのです。いくら国保加入者以外の方といわれても、国保加入者以外の方もいずれは国保に加入する可能性もあるわけで、そういった面からいけば国保税が高すぎたら払えないし、本町もなかなか町民の健康などは守れないということにもなると思います。

合わせて一つ問題があると思います。これは収納率の問題なのですが、93%を超えると新たに繰入があるということを言われますが、計算する上で収納率を掛けて収入を算出しているわけですね。結局は払えない人、払わない人も含めてですが、その分の穴埋めを他の国保加入者が穴埋めしているという形になるわけです。ですからその点も是非考えて頂きたいというふうに思います。

今副町長の方で、じゃあ繰入しますという話にはならないと思いますが、是非その点も考えて、今後運営して頂きたいと思います。

次に進みます。

3点目に老人クラブ連合会の事務局削減についてお尋ねします。町が行財政改革に取り組んでいることは十分理解した上での質問ですが、まず、事務局削減の経緯について教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

私の方からお答えさせていただきます。平成22年度までに老人クラブ連合会に週3回、午前中のみ勤務する事務局職員をパートとして月6万円、年間72万円の助成をしていました。

先程も行財政改革ということで、この一環として事務局費の分を削減しますと、その代わりといいますか、事務局につきましては社会福祉協議会が事務局を引き受けいたしますということで了解を得ています。これは老人クラブ連合会の方に話をしましたら、相当反対がありました。最終的には了解して頂いたという経緯がございます。

それと社会福祉協議会にしましても、事務局を引き受けてもらえるということの了解は得手います。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

一般的に了解を得ているということですが、私は実際老人クラブ連合会の方から話を聞いて、結局は駄目よというふうに言われたということです。

町に対して老人クラブ連合会が陳情書を出されています。それに対する回答が出されています。これを見ますと近隣市町の老人クラブ連合会事務局の状況調査を行いました。その結果、福祉協議会が事務局を担当している市町や連合会が単独で事務局を担当しているのが実態ですと。

単に事務局の置かれている状況だけを見ますと、それだけ見て回答しているという印象を受けたのです。しかし、鞍手町における老人クラブ連合会については、他の市町の運動と比べると相当活発化して全然違うのです。

私は事務局の仕事量も見せて頂きましたが、相当な仕事量があります。月、水、金の午前中に来られて、これを何とかこなしているということですが、今から高齢化が進んで行くわけで、恐らく老人クラブに加入される方も増える見込みだと思えます。これは更に活発化して行かないといけないと思えます。

益々老人クラブ連合会が果たす役割というのが重要になって来て、町と老人クラブ連合会が一体となって共同の精神とよく言われますが、1つは元気なお年寄りを通じて増やすこと、独りぼっちのお年寄りをなくして行くことが最も重要だと思えます。これから運動も活動も活発化していく時に、現状のままを維持するために、ただ社協の事務局がそれを担当するということが本当にいいのだろうか。私は逆行して行くのではと考えますが、その点はどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず、前段の老人会長と町長もかなり協議をなされて来ています。もう1つは、今言われますように、事務が停滞する、逆行することは絶対あってはならないと思っています。

その辺を踏まえて、社会福祉協議会とも実際事務の対応について十分協議をした上で、対応出来るという判断の下で、今回事務局の廃止ということにいたしています。議員が言われますように、町としても高齢者の生きがいつくり等については、当然推進して行くという姿勢でもありますし、今後とも活動支援というのは付けて行かなければならないと思っていますので、もし何かあれば福祉人権課も含めて協議しながら、停滞しないように努めて行く必要があると思えます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

今までは月、水、金の午前中に行けば事務局が居られたわけです。社協に行けば毎日いますが、一応担当は居ても、社協では老人クラブ連合会の活動を専門的にやるということにならないと思います。その点は是非留意して頂いて、停滞しないようにということだけでなく、これから更に活発化するように取り組んで頂きたい。

そのために社協とも連携してやって頂きたいと思います。最後にもう一度答弁を求めて終わります。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

停滞といいますか、事務の移管の時に停滞が考えられますが、それを踏まえて今後発展させるように努力して行く必要があります。

老人会の活動、事業も毎年若干増えて来ています。そういうことも十分踏まえて対応して行く必要があると思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

次に10番議員 川野 高實君の質問を許可します。

○10番 川野 高實君

一般質問にあたって通告していましたが、町長の思い、見解等を問う予定でしたが、町長が体調不良のため欠席ということでございますので、はなはだ残念でございますが、質問項目としていました全項目について取り下げさせていただきます。

また次の機会があれば次に譲りたいと思っています。議長におかれましては取り計らいをよろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

以上で10番議員 川野 高實君申し出の通り、一般質問の省略をいたしたいと思っております。

以上で川野 高實君の質問を終了します。

次に11番議員 毛利 喬君の質問を許可します。

○11番 毛利 喬君

通告に従いまして3点ほど質問をしたいと思っておりましたが、川野議員と同じように町長が不在のため出来ないところもありかもしれませんが、答えられる範囲内をお願いいたします。

すみませんが、私は体調不良でありますので、座って質問することを許して頂けませんか。

○議長 日高 直幸君

許可します。

○11番 毛利 喬君

分かる範囲で結構ですのでお願いいたします。

1問目は、土地開発公社に立て替えた22億円の返済についての項目を出しています。

私も12年間議員をしていますが、このことについてはあまり関係のところ立ち会ったこ

とがございませんので十分ではございません。

19年3月議会の時に審議され、非常に高利が付くので、この段階で22億円を立て替えて返済をするという話が決定して決まっているわけです。その後私も町民の方々にお会いした時に、あの22億の金は戻してもらえるのかなという話が出ていました。そのことで今日はお尋ねをしています。

私も不勉強で申し訳ありませんが、土地開発公社がこの土地の問題についていろいろ世話をされていると思いますが、その設立の目的について簡単にご答弁をお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

土地開発公社の性格ということですが、土地開発公社は公用地の拡大の推進に関する法律というものに基づき、いわゆる地方公共団体、鞍手町は町です。町から地域の整備を図るために必要な公有地となるべき土地等を取得及び造成その他の管理等を行わせるために設立した法人であるということでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

その構成ですが、理事が居られると思いますが、どういうメンバーで構成されていたのでしょうか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

理事は12名、別に監事2名となっています。理事には議会選出議員、町執行部の職員、一般の方で構成しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

私が最終的にお尋ねしたいことは3番目でございます。2番目の経緯その他がございしますが、これはそれぞれの場所でお聞きすれば分かると思いますので割愛いたします。

22億のお金が19年3月に立て替えられています。このお金はお返しして頂けるのかという町民の質問でございますので、その点について、お分かりの範囲で結構です。お答えをお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

22億円というのは、当然かんがい基金から公社の土地の借入金が大きくなるのを防ぐた

めに借入れたという経緯でございますので、当然お返しするというごことでお借りしているのが当時の状況でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

お返しするという言葉を今お聞きしました。その計画というか、例えば毎年5千万円なら5千万円町財政を節約して戻すようにするとか、何年間でという見通しはございませんか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

22億円の返済方法でございますが、今の一般会計から計画的にというのは非常に厳しい状況でございます。金額が大きいものですから、容易なことではないと思っています。

実際の返済の仕方ですが、かんがい基金をお借りして取得した土地、当時土地開発公社が持っていました土地を売却して返済に充てるということになっていきますので、土地の売却に努めて行くということになると思います。

ただ経済情勢等で売却単価がどうかという問題点は残りますが、基本的には土地を売ったお金で返済するということになっていきます。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

この件については以上で終わります。

第2点は町有地を利用して若年層向けの住宅建設について、どういうお考えを持っているかということをお聞きしたかったのですが、私が考えついたことについて一言申し述べたいと思います。

子育て支援住宅の建設という言葉を目にするようになりました。たまたま私は12月2日の木曜日のNHKのテレビで、茨城県の大戸という町、人口が1万何千人で、うちと変わらないところでしたが、そこの子育て支援住宅建設ということが40分ぐらいあったと思います。

その中で、私も後で白木君にお願いをして、パソコンで大戸町のことについて調査をして頂きました。

詳しく出て来ていましたが、この話を聞いて私は次の質問のところに、町内業者の問題とかね合わせてこういうことを考え付きました。鞍手町も若い人が定住する傾向が少ないと。例えば鞍手町の職員の中で結婚をされた。ある町長は結婚すると、この人達はここに住まないからね、町外に住むと残念がっていました。

これは個人の自由ですから仕方ありませんが、やはり町内にいて、町内で働いている人が、町内で住まわれないという状態はなんとなく寂しい、それは町の発展のためにも良くない。

そういうことで、この子育て住宅の問題は各地で出ています。私の知っている限りでは、埼玉県、山形県、神奈川県、広島県、九州も宮崎県の方にあつたと思いますが、こういう活動を行っていますが、鞍手町も今ある町の住宅地を利用して、町内の業者に協力を願って、子育て支援住宅を建設する方向で考えていったらどうでしょう。

若い人達も助かるし、子どもも育てられるし人口も増えて活性化も出てきます。そういうことを町長にお尋ねしたかったのですが、副町長何かございましたらお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

町長がいませんので私の見解ということで申し上げます。町有地を活用して、町内の住宅メーカーがありますので、そういう企業を訪問して何とか支援が出来ないかということでも、町長と一緒に相談に行きました。

現実には今のような社会情勢、建築が非常に伸び悩んでいる中でのこういった民間活力の導入は非常に厳しいという認識しております。町内業者で住宅メーカーでなく、一般事業者と捉えても、厳しい経済情勢の中で、売れて幾らの話ですので、それだけの資金力、或いはリスクを負ってまでやれるのかという部分では、非常に厳しい問題があるのではと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利 喬君。

○11番 毛利 喬君

一応私の方もある業者にお会いして今話をしましたら、何年か前に業者も話し合っただけで、そういう方法で、若い人達のための住宅という話はちらっと出たことがあるけれど、それから先は進んでいませんという話をされておりました。

私は町長が居られたら2押し、3押しやって、何とか空いた土地があるわけですから、その土地を利用出来ないでしょうかということをお願いしたかったのですが、やむを得ませんのでこれで終わります。

3点目の、将来の鞍手町発展のために合併問題について、町長はどう考えていますか、推進される気持ちはありますかということをお聞きしたかったのですが、これは残念ですが、出来ませんので次回に回したいと思います。以上で終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で毛利 喬君の質問を終了します。

次に3番議員 香原 暹君の質問を許可します。

○3番 香原 暹君

仕組み債問題についてお尋ねいたします。

まず、現在町が保有している3件、合計5億円の仕組み債のそれぞれの一番新しい評価額を教えてください。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

それぞれの仕組み債の現在の評価額というご質問であります。

内容については担当課長から説明させます。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

それぞれの仕組み債の現在の評価額との質問ですが、町長に代わってお答えいたします。はじめに福岡銀行を通じて前田証券から購入した仕組み債、谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組み債については、平成23年1月31日時点での時価評価額は6488万円です。

次に西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から購入した谷山池パイプライン水利施設運営基金1億円の仕組み債については、平成23年1月31日時点での時価評価額は6826万円です。続きまして野村証券から購入したかんがい施設運営基金3億円の仕組み債については平成23年1月31日時点での時価評価額は2億7975万円です。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

評価額が下がっているものもあれば、若干上がっているものもあります。全体的にかなりの評価損を依然として続けているというような状況です。

それでは利息についてどのような経緯になっているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現在までの利息の状況についても担当課長から説明をさせます。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

現在の利息の状況について町長に代わってお答えいたします。

利息の状況は福岡銀行を通じて前田証券から購入した1億円のものが540万円、西日本シティ銀行を通じてみずほ証券から購入した1億円のものが、平成23年3月の予定額を含めて490万円、野村ヨーロッパファイナンスMVから購入した3億円のものが2619万円となっており、総額で約3649万円となっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

総額はそのように出ていますが、例えば昨年1年間の利息はどのようになっていますか。

○議長 日高 直幸君

会計課長。

○会計課長 原 繁幸君

かんがい施設運営基金が22年6月11日600万円、12月11日219万7969円で、819万7986円。次に谷山池パイプライン水利施設運営基金が昨年22年3月21日に15万円、谷山池パイプライン水利施設のもう1つの方が23年1月4日で50万円となっています。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

仕組み債の利息の在り方というのが当初の1年目とか2年目の時点ではある程度の利息が約束されるけれども、その後は非常に不安定になるという内容になっています。

それを今聞いてみますと反映しているように思われます。多分これはずっと持ち続けていても同じような状況で利息は低いまま経緯するのではないかというふうに思われます。

加えて残りの27年から28年を持ち続けなければならないと。商品によっては早期償還が可能なものもあります。しかしそれはそういう条件を満たした場合であって、今の円高の状況では非常に難しいものだとは認識いたします。

そこで耳寄りな話が出て参りました。仕組み債に関する大阪高裁の控訴審判決が出ましたが、平成22年10月12日に出ています。これについてお調べになったかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

大阪高裁の控訴審判決が出たというのはお聞きしておりますが、判決については資料を取り寄せています。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

平成22年10月12日に大阪高裁の控訴審判決で仕組み債というのは一般投資家がリスク判断をするのは著しく困難であるという事由で、商品の難解さが問題となって契約そのものが無効という判断が下されたわけです。

これは平成22年の3月30日、大阪地裁の判決に対する控訴審の判決でありまして、大阪地裁ではじめて契約無効の判断がされたわけです。そして今回の大阪高裁の判決が出たわけです。

今年の2月28日に東京地裁でも同じような内容の判断がされております。

最高裁の判決はまだ出ておりませんが、これは1つの判例として定着しそうな勢いとなっています。

そこで私から提案をしたいと思いますが、鞍手町も契約無効の民事訴訟を起こして頂きたい。これはかなり勝てるような状況ではないかと思えます。

その判断をお願いしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

場合によっては訴訟を起こしてはというご意見だと思います。大阪の件で判決等を読みました中で、仕組み債の買い手が一般投資家であるというのが大前提になっています。鞍手町は地方公共団体ということで、町が仕組み債を購入した時点では特定投資家ということで、一般投資家とは区別されているという条件がございます。鞍手町では手続きを行って一般投資家ということにはなっていますが、その違いによって現時点で契約無効の訴えが出来るかどうか研究をしていく必要があると思えます。

ただ、他の地方自治体も仕組み債による公金関係で販売元の証券会社と契約解除の協議を進めて、協議次第では提訴ということも考えているという情報も得ておりますので、状況を見ながら可能であればそういう方向に持って行きたいし、どうなのか。当時の買った状況に応じては訴えが出来るか判断しかねる部分がございます。

もう1つ、仕組み債の1件だけは今年の6月に償還するという前提で現在いけるのではないかという判断をしております。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

1件だけというのはどの分をお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

野村ヨーロッパファイナンスの3億円の分です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

確かに大阪高裁、東京地裁の事案も一般投資家の問題であります。だが自治体もやはり専門家が居るわけではないし、その判断は非常に難しいわけです。ですから相当可能性があると思えます。そこは頑張ってもらえないと自治体がそもそもこういうものを買って良いのかという問題にもなってくるわけです。この問題を早く解決しないと、そういう問題にもなってくると思えます。

これからぞくぞくと自治体が作っている法人等も買っているのです。特に福岡県内はそれが多いです。関西圏、何故か福岡圏は多いのです。これからは法人の訴訟、自治体の訴訟というふうが続いていくと私は見ております。3億は本年度中に解約が可能と言っても条件の問題がありますね。絶対に可能なのか。オーストラリアドルが72円70銭以上になった場合という条件が付いていますので、今は80円台ですので条件は満たしていますが、これがこの時点でそうであるのかまだ分からない点があります。

これが可能であるならば後2億円ですから非常に鞍手町は楽になるのは確かですが、そういうことも検討して頂きたいと思います。

私たちは仕組み債問題の勉強をしております、昨年の11月に福岡県仕組み債問題連絡会議という団体を、仕組み債を買った自治体の有志で立ち上げました。そのメンバーの1人に私も入っています。今月の19日に大阪高裁で原告勝訴の判決を勝ち取った中島弁護士の講演があります。是非その折りには職員を派遣させて頂きたいと思います。この問題についての勉強をして欲しいと思います。これは入場無料です。参加してこの問題を勉強されて今後の取り組みを検討して頂きたいと思いますが、その点についてお答えをお願いします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程申しましたように対応出来れば対応していくというものですので、いろんな情報を仕入れながら勉強はしていかなければならないと思っております。

そういう機会があって可能であれば勉強会なり、もし日程等がありましたら後日資料を収集するというございますので、そういう対応は考えていきたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

いずれにしてもこの問題は当局だけに責任を被せるというような考えは毛頭ございません。これは町当局、議会も住民も一緒になってこの問題の解決に当たっていきたく思いますので、その辺はお互い忌憚なく情報を提供し合って、この問題の解決をして頂きたいと思ます。そういうことを要望してこの問題を終わります。

次に2番目の問題ですが、私は18年9月議会で、バランスシートを作って町の財政が誰の目にも明らかになるようにしてもらいたいという質問をいたしました。

そうしますと次の年度からやりますと答えています。その後何も変化がございませんでしたので、昨年の3月議会の議案質疑で質問させて頂きましたが、その時の答弁が今の副町長が企画財政課長の時に答弁されていますが、現在把握していない部分は町有財産で一部については新年度で評価額を出すために鑑定評価の部分を予算計上させてもらって、22年度中には資産の正確な評価額を掴んだ上で、バランスシートを作成していくということになると思ます。といふうに答えております。

であるならば本年度末にはそれが出て来なければならないのですが、その辺はどのようになっているかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

言われますように18年の時に総務省が出されたバランスシートに基づいて一旦は作成いたしております。しかし公表する前に様式が旧総務省方式から総務省改定方式というふうに変えられて、中身も詳細に亘るということで、私が担当課長の時に申し上げましたように町の保有財産の調査が必須条件となっています。売却可能資産を含めた最終的には町道里道水路全ての財産を計上する必要があると。これについてははっきり言ってもの凄い労力と手間が掛かります。今の段階でそれをやりますと国が示している健全化法で23年度までにバランスシートの作成は現実的に不可能ということで、かなり関係機関、調査、どの程度求めるのかということで協議しました。現時点で里道、水路を除けた一段の土地で売却可能資産の整理は現段階で終わっています。これを基に23年度までに健全化法に基づくバランスシートの作成ということで、23年度中には公表出来るのではないかと。その後先程言いました里道、水路の関係も一旦整理して、それに追加していくという手法になると思います。

その整理は職員が掛かりきりになっても相当な日数が掛かるということで、現在緊急雇用対策で1名、パソコン操作がある程度出来る方を雇用してその作業を既に入っております。23年度以降もそういう資料が出来次第、追加資料として加えていき、最終的には国が求めるバランスシートを作成していくということになると思います。

ある程度出来た段階で公表していくという方針であります。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原 暹君。

○3番 香原 暹君

バランスシートは民間企業であれば当然の財務諸表の一部ですから、そういうものが出ることによって町の財政状況がガラス張りになるということで、町民に対して求めるところは求めていくということも可能になっていくと思います。

これは町の財政の健全化のためには必ず必要なことであると。昔と違うと思います。明らかにすることで町民と一体となって財政健全化を目指していくという観点からは是非必要なことでもありますので、今の答弁をお聞きしますと23年度中には里道、水路を除いたものはある程度出るということですので、その辺は期待しております。その辺はどうぞよろしくお願ひします。

これで私の質問は終わります。

○議長 日高 直幸君

以上で香原 暹君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わります。

この際休会についてお諮りします。

明日 8 日を休会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 8 日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時26分

平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
平成23年 3月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月9日 午後1時00分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月9日 午後3時02分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	出席 12人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 1人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員	1番	須藤 信一郎		2番	原 哲 也	

職 務 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出欠
	町 長	柴 田 好 輝	出欠	会計課長	原 繁 幸	出欠
	副町長	本 松 吉 憲	出欠	建設課長	岡 松 要 一	出欠
	教育長	山 本 喜久男	出欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出欠
	総務課長	阿 部 哲	出欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出欠	教育課長	平 瀬 研 一	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算
- 日程第20 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算

- 日程第24 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第25 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第26 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算
- 日程第28 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
- 日程第29 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第31 議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第32 議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算（第4号）

平成23年3月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○13番 宇田川 亮君

2つの委員会を追加という形になっていますが、それぞれのメンバーと具体的にどのような内容を検討、話をされるのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

鞍手町の小中学校の統合整備計画の策定でございますが、これは組織としては教育委員を2名、区長会等の各種団体代表2名、PTA代表を4名、学校関係者4名、行政2名、学識経験者2名という考えをしています。

中身は小学校、中学校の適正配置、整備等についての検討、学校教育の充実に向けた小中学校統合整備計画を策定するため、鞍手町の小中学校の統合整備計画の策定委員会の設置をすることを考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

鞍手町立病院の検討委員会の設置の目的でございますが、鞍手町立病院事業及び鞍手町介護老人施設事業の経営形態をはじめとした、町立病院の在り方について専門的な見知からの検討を行うために、外部検討委員会を立ち上げるようにいたしています。

メンバーとしては、医療や病院経営に関して精通している者を3名から4名、その他町内の住民代表として3名で、計7名を考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

学校の関係ですが、全ての小中学校の耐震化ということで整備もされて来ていますが、老朽化が激しく、整備にどういう適正配置がいいのかということも決めるのも勿論でしょうが、学校自体をどうするのかということも含めて、建て替えとか、新たに建てるということも含めた検討を行うのかどうなのかということのを教えてください。

病院についてですが、経営形態の在り方ということですが、具体的にはどのようにして行こうと考えているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

ご質問の、今後小中学校再編に当たって施設等をどうして行くのかということでございます。これは検討委員会の中で、どういった編成であるのかがまず第1段階の基本になると思います。それに対して建物、言われますようにかなり老朽化して、耐用年数等も当然ございます。

こういった物を建て替えるのかどうか、どの場所に建てるのか、これも当然入りますし、当然統合ということになれば通学路、距離等のいろいろな問題が絡んできます。その辺も含めて全体的に検討して頂くということになるかと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

病院を今後どのように考えているかということでございます。来年度直方駅前に筑豊病院が新たに移転開設するというので、152床だったと思いますが、急性期病棟が出て来るということで、病院経営にとっては非常に驚異を感じています。

そのために現在、うちの病院は地方公営企業法の一部適用しているのですが、鞍手町から病院を無くさないために、地方独立行政法人の非公務員型か指定管理者民間譲渡、地方公営企業法の全部適用という、いろいろな手段がありますが、これについては検討委員会の結論を待って、その答申を持って計画したいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

病院の関係ですが、民間に移譲するというのも含めて、全体的に考えるということですか。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

一応経営形態については、先程述べましたように民間譲渡、指定管理者等もございますが、現実的に考えますと民間譲渡はあり得ません。

一応検討委員会に、こういう方法がありますということで、全部で5つの経営形態がありますということの提案はいたしますが、鞍手町としましては病院をこのまま残すということで、地方公営企業法の適用か、地方独立行政法人の非公務員型を考えています。

民間譲渡しますと、ここから病院のベッド数だけ持って医療圏の中に、直方市等へ行く可

能性がございますので、それだけはしないように考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。
質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

行財政改革プランに基づいて定数条例を改正するということですが、もう3月で4月から改正しようということですが、急な話ということにもなると思います。引き継ぎの面等はどうか。

私としては、例えば経過措置を取るということも必要ではないかと思っています。業務整理をどのようにするのかと、一番大事なことは住民サービスが低下するというのに繋がりはしないかということが懸念されますが、その点について教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

通常の人事異動等については、3月の早い時期に、議会が終わった後早急に内示をいたしまして、事務の移行がスムーズに出来るような時間的な余裕は取っています。そういう中で業務量の多いところについては、事務の引き継ぎを少しは伸ばすというような体制で、住民サービスが低下しないような体制は以前も取っていましたが、今後も取って行くということになるかと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

星 議員。

○4番 星 正彦君

この議案第6号についてですが、既に報酬審議会の答申を読ませて頂きました。報酬審議会の答申というのは尊重しなければならないと思っておりますが、同時に議員としてしっかり自覚もしなければならないというふうに考えています。

この答申の付議の中で、議員報酬の日当制についての意見が多く出されたということが記述されています。従って1つは、諮問した中で議員の日当制の問題について事務局の方から言及されたのかということが1つと、日当制についてはいろいろな議論あるところだと思いますが、多く意見が出されたということで記述されていますので、どのような内容の議論があったのか、差し支えなければ参考までに聞かせて頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

私の方からお答えさせていただきます。

町長は日当制について諮問していません。報酬審議会で審議して頂いている中で、議員報酬は他の自治体においても日当制を敷かれて採用されているところがあるということで、それについて、日当制でも良いのではないかというような発言がございましたが、いろいろな委員さんからご発言がありました。

ただ事務局といたしましては、その日当制については諮問された内容でございませぬので、そういったことは私の方としては対象にならないということを申し上げました。この答申書に書く中で、そういうところをどうするかということも審議されたわけですが、これは、これから先の課題として議員さん方に受け取って頂きたいというような形で、この答申書の中に盛り込まれているということを私の方は感じています。以上です。

○議長 日高 直幸君

星 議員。

○4番 星 正彦君

この日当制の問題については、いろいろ議論があることも私も承知いたしております。ただ

いろいろな自治体で、これが支流になってはいないのですが議論があります。実際に日当制でやっているところもあります。

従って全国的にそういうところがあるからといって安易に日当制にしてはどうだと。どういう内容で日当制なのかということについての議論は其中でありましたか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

詳しいところまで突っ込んだ委員さんの発言はございませんでした。事務局の方といたしましては、日当制という形を決めるというのは、報酬審議会で決めるべきものでもないし、議員さん方が決められた方が私はいいのではないかというようなことで、了解を頂いたところでございますが、この答申書の中ではこういったことも記述して頂きたいということで、こういったことになったわけでございます。

他の団体においてもまだ少数でございます。これは十分時間を掛けて協議することがらでもありましようし、日当制ということが議員さん方の生活給、今の報酬というのは生活給でもありましようし、そういうことで日当制にして議員としての活動も成り立つのかというようなところもございまして、そういったところも私の方から発言させて頂き、これは早急な解決の方法にはならないが、他の自治体の動向を見ながら今後検討する課題かということで、委員会の中では了承頂いたところでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

この議員報酬の改定に当たって、来年度議員の共済会の負担金が増えるので、そのために議員の報酬を他の特別職等と比べて、大きく減額するというような話を聞いたのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

報酬審議会の中では、議員報酬を決めるということだけでございまして、議員の年金の掛金が云々という話は全くございませんでした。

そういった話の中で、それは議員年金が廃止される。その掛金が23年度からは一括して支払わなければならないというような状況になっています。この報酬審議会の答申で報酬を決めさせて頂きたいのですが、これだけで申しますと270万円ぐらいの議員年金の掛金が減額になるというふうな計算結果が出ています。

常勤の特別職については2%、他の非常勤についても2%という減額の答申が出されていますが、議員さん方は5%という答申でございまして。これについては町長、副町長、教育長

においては10%、7%、5%という形で、町長の任期までが特例で減額されている状況にあると。その中で議員さん方も某かのという気持ちもございまして、3%ぐらいでどうだろうかと合わせまして、常勤特別職が2%削減ということであれば2%と3%、5%というような、最終的な減額率というふうになったところでございます。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今回5%引き下げということですが、執行部の方として議会独自で行財政改革に取り組んでいるということをご存じであろうと思いますが、8年前に定数20から17に減らして、4年前に17から13に減らしている。8年間で7人の定数を減らして来たわけです。

1人500万円としても3500万円です。後は個人の問題でもありましようが、議会独自でこの間費用弁償を、町内の分については止めようということも独自で決めました。政務調査費についても、これは2年間という期限付きですが、これも半額にしようということで、議会独自で行財政改革にも取り組んで来ているわけです。

そこを審議会の方々是十分理解しているのか、そういう議会独自で行財政改革に取り組んでいるということを踏まえた上での諮問なのかというのを教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

まず特別職報酬審議会の委員さん方の認識でございますが、これは議会だよりに特別職報酬審議会の意見を尊重すると。議員の報酬については、現状ではこの金額が概ね妥当というような結論が出ていますが、報酬の決定については報酬審議会の諮問の内容を真摯に受け止めるというような記述があったということで、委員さん方はそういった認識を持っておられます。

私の方も費用弁償は日当が議員の執務をされたときには出ないと、政務調査費についても、2年間は半額になるということも十分申し上げまして、私の方の説明で審議を頂いたところでございます。

その中でもやはりこういった内容の答申が出されたということでございますし、一つ答申の中にもあるかと思いますが、政務調査費について、ここの附記のところにも、先程星議員が指摘されました下の方に、今後町民が納得出来る方向性を見いだせるように望むものであれば、廃止を含むというような厳しい附記といいますか、そういったものも付いています。

これは事務局が決してこのように作ったわけではございません。委員さん達がこういった文言をいれるというようなご指摘もございましたので、こういった形になったわけではございません。そういった感覚を持って居られるのかなというふうに感じています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

先程言いました定数の問題、費用弁償の問題、政務調査費の問題と合わせて、これは全職員一緒ですが、人事院勧告で年間の報酬はずっと引き下げられて来たわけです。この間資料を出して頂いた職員でも10年ぐらい前で、年間80万円ぐらいの引き下げということです。議員も同じように引き下げになって来ているわけです。月額報酬だけを見ると変わっていないということもあるかも知れませんが、そういうことも是非勘案して頂きたい。

一番大事なことは、議員の報酬を引き下げるとか、先程の日当制の問題だとかというのはあるかも知れませんが、議会を無くしてしまおうという論理にも繋がってくると思います。全国的にそういう流れも若干ではあるがあります。このままではお金も時間もある人しか議員になれないという形になって来るのです。そうなれば議会の活性化だとか、議員はいらないという形に流れが行ってしまうということも是非今後考えて頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今回報酬審議会が開かれて、私が事務局として入っていろいろお話をしたわけでございます。今回はこういった削減ということになったわけでございます。この2%の常勤特別職の削減は人事院勧告の率がベースになっています。

本当に議員の報酬というのがどう位置づけにあるのか、政務調査費は別して、私もその中で発言させて頂きましたが、議員さんが有効に議員活動が出来るという報酬というのは、これが正しいのかどうかははっきり分からないと。まずもう少し議論して政務調査費は省いても報酬を引き上げて、議員さん方の活動が活発に出来るような体制ということもあるのではないかというふうな発言もさせて頂いたところでございます。

この議会制民主主義の中では、行政と議会とが対等の位置づけにあるということも十分認識して頂きながら、今後の議員さん方の報酬についても議論は十分していただかなければならないことかなと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会、教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第7号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の13頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について13頁から15頁までの質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について16頁から22頁までの質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について23頁から28頁までの質疑はありませんか。

星 議員。

○4番 星 正彦君

23頁、農業振興費の負担金補助及び交付金437万9千円減額になっていますが、その中身を教えてください。

○議長 日高 直幸君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

437万9千円の減額の理由でございますが、1つは活力ある高収入型園芸産地育成事業補助金の減額と、次の頁の水田農業担い手機械導入支援事業補助金でございます。

活力ある高収入型園芸産地育成事業については、当初ブロッコリーの部会で保冷庫を買う予定にしていたのですが、この事業が廃止になりましたので改めまして4月に事業の要望を取りましたら、ハウスを建てるということで1件要望が出て来ましたので、その分減額になっています。

水田農業担い手機械導入支援事業については、見積もりを取った時点の金額から、事業を実施した時の金額が減額になりましたので減額しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について28頁から33頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

4頁から12頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

10頁の財産収入です。土地売払収入追加3451万9千円の中身を教えてください。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

この土地売払収入の3451万9千円ですが、インター関連でインターのループ内の高濃度緑地について、県の方から調整池を作りたいということで、買収したいという要望がありました。それで県の方へ売り渡しということで、これが3438万3312円あります。

それと八尋の方で個人の自宅地内の里道の払い下げというか、売却がありました。それが13万6720円ということで、合計でこの金額になっています。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今後、町有地を総合計画の後期の中身でも町有地の処分を含めてですが、整備して行こうという話も出ていたと思います。

これが主にインターの中の緑地ということですが、いろいろ町有地がありますが、それを今後どのように具体的、例えばいりませんかではないのですが、そういったことをやって行くのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

只今のインター関連については、地元と協議の上、一旦町が購入して緑地ということにしています。ただ県の方がインター整備の中で、いわゆる水問題を懸念されるということで、県の方から買い取りたいということで、一旦町が買ったものを売却という形になったわけでございます。

他の土地については、高架橋の関係でも申し上げましたように、売却化の資産の取り纏めの集約は出来ています。これについては今後広告といいますか、売却して行く方向で、公募の形でやって行きたいと思っています。

手法については、これまで土地、基本的には隣接の方を優先して譲渡いたしていましたが、隣接の方で譲渡希望がない時は公募ということで、こういう土地は公共施設として活用しないものは売却して行くという姿勢で行きますので、これについては、来年度はそういった体

制で臨んでいきたいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第14号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

提案説明で貸付金の繰上償還を、今まで一般会計の収入にしていたが、それを起債の償還に充てるということですが、もう少し詳しく教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

このことについては、平成17年、19年に3件ほど繰上償還があっています。その折に当時の担当が県の方に処理をどのようにしたらいいのかと県の指導を仰ぎましたが、その時に償還額が決まっていますので、償還額の決まった分について、回収分から足りない分については町が繰出しているということから、町の収入に繰上償還額を入れておいたということでございます。それが昨年、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構の監査がありました。

その時に繰上償還は元金の償還に充てるべきだという指摘を受けましたので、今回その分は今まで町の収入になっていた分を、今度は繰上償還として元金のほうに充てるということでございます。

来年度については、償還額が繰上償還した結果、来年度は少額の金額で、簡保に支払う分については来年度で終了するというところでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

以前は県に相談して繰上償還をどうするかということで、指導を仰いでやったけれどもということですが、県とはそういう摺り合わせというか、今度郵便独立行政法人の方から監査を受けて指導があったということで、県との調整についてはどのようになっていますか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

県との確認はしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第16号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第16号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第17号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第17号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第19 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について31頁から47頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について47頁から70頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について70頁から76頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について76頁から85頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について85頁から104頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑はありませんか。

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

先程の22年度でもありましたが、不動産の売却の関係で27頁、16款 財産収入についてお尋ねします。

ここは頭出しということになっていますが、先程の説明で売却可能資産については、公表して公募するというようなご説明でしたが、具体的には何時頃から、どれくらいの、例えば町有地について公募するとかというような計画はございますか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現段階で売却可能資産の取り纏めをいたしています。これについては全て不動産鑑定を取っていません。若干予算を付けさせてもらっていますが、売却出来る資料づくりに取り組んで行きたいと。可能な段階で公募という形に持って行きたいと思っています。

現時点では具体的に日程等は決めていませんが、まず前段の処理をやって行きたいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

売却可能資産として公募するのはいいことですが、町有地の中でも大きさがいろいろあります。一番大きいところは宮本学園の跡地から、小さいところは数十平方メートルとか、百平方メートル未満の所もあるだろうと思います。

大体どういう規模のところを売却可能としてするのか、また逆に町有地の中でも、町として行政財産として利用するような可能性のある土地もあると思います。その辺は総合計画の中でも意見を言わせてもらいましたが、そこは取捨選択といいますか、売って処分するものと、残して利用するもの、そういった仕分けすることが大事だと思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われますように、公共施設の財産というのは、里道水路から行政財産、普通財産がございます。基本的にはまず普通財産から処分して行くと。当然行政財産として将来可能性のある、例えば道路の拡幅等が予定される可能性がある部分については、売却資産として現在上げていません。あくまでも住宅地、一段の土地である程度纏まって売却可能であるという部分の取捨選択はいたしています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

新たに土地を纏めて買おうということは、今の状況では無理です。ですから生かせるものは生かして行くということも必要だろうと思います。

特に纏まった町有地については、そこを例えば開発するなり、利用することによって付加価値を付ければ、その周辺の地価が上がるということで、今度は民間が売買することによって周辺が活気づくというか、開発が進むということもありますので、闇雲に何でもかんでも売ってしまうというのではなく、利用すべき物をしっかり利用して行くことも町としての重要な施策だろうと思いますので、その辺を考えながら、売却することはやぶさかではありませ

んが、慎重に対応して行って頂きたいと思います。以上です。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

議員が言われますように、土地があるから売るということでなく先程申し上げましたようにある程度纏まった土地、これが町としての施策として住宅団地或いは企業誘致の土地として売却可能資産という形を取っています。

逆に小さな土地というのは、個人向け住宅等に活用出来るのではないかと。こういうものは個人向けの公募という形でその辺は色分けして進めて行きたいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

34頁、町長の交際費についてお尋ねいたします。

当初予算で100万円付いています。町長にインターの関係で積極的に町の発展の要として開発等を充実させていくということを一一般質問でしたかったのですが、今度の基本計画書もそれと全く同じようなことが書いています。

交際費の内容は分かりませんが、100万円程度で活動が出来るのかなと私は思っています。今回は特別にインターも出来上がって、さあ今からという時に、前と同じような100万円を付けて活動が出来るのか。それとも交際費は適当に50万とか100万とかの程度で行かれているのかどうか。インターが出来てあれを町に発展の要として今から行こうというのに、例年変わらないような交際費を付けて十分であるのか、その辺を検討されて予算計上されたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

23年度の町長交際費については例年の実績に基づいてさせて頂いています。以前は200万、180万、そして去年、今年100万という形でございます。

議員ご指摘のように交際費を使っているいろいろな活動すべきではないかという質問であろうかと思いますが、交際費の使途については、交際費の基準を設けまして、こういう場合にはこの位の支出をするという取り組みはございます。それを超えての支出というのは難しいし、議会の方におかれましても基準を作って公表もされています。私の方も毎月ホームページの方に交際費の実情も公表しながら事務を進めさせてもらっています。

いろいろな活動をする中で、交際費というのは透明性があるのかとも考えますと、その辺

はどうかと。必要であればいろいろな事情の中で予算組みをして活動の場にあっている方がいいのではというふうに思っていますが、今後町の交際費についても議論という形が必要であればさせて頂くというふうに考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

先程条例の改正等で行財政改革に基づいて今度の当初予算も組まれたと思います。そのプランに基づいてどのくらい削減、緊縮財政といいますか、どのようになっているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今回旅費の改正については、21年度ベースで試算いたしますと200万程度の減額になる。5年間の実績として1千万程度の費用を捻出するというような取り組みでさせて頂いています。

今回報酬の改定で、全体で680万程度の減額を予定しています。町長、議会議員、非常勤特別職の方達の減額で680万といった削減を期待しています。

先程申しましたように、職員については今回5名ほど全体的に削減するようにしていますので、3千万円程度の削減効果があるかと思っています。

先程申しました出張旅費の見直しについては、今200万と言いましたが、試算いたしますと1年間で219万3千円でございます。この5年間で1096万5千円を予定しています。そういう減額の削減効果を見込んでいます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

人件費だけでなく補助金のカットだとか、減額等を含めて行財政改革で支出を減らしたということでしょうが、この間の一般質問で言いましたように、削ってはならないところは削ってはならないと思います。全部補助金も削ればサービスの低下に繋がりますとは言えないと思いますので、どうしてもサービスの低下に繋がると思います。

人件費も削減すれば購買力も低下して、益々冷え込んで行くということです。行財政改革というのは全てマイナス、引き下げ、切り捨てということだけでなく、今日は町長が居ませんが、以前も町長が攻めの姿勢で行財政改革をやるということも言われていたのです。そういう意味からいえば、企業誘致もなかなか難しいところですから、私は以前から一般質問でも取り上げています住宅リフォーム助成制度とかということで、何とか町内のお金を巡回させるということも是非考えて頂きたい。

情報によりますと、地域内でもそういうことをやろうかという動きもあるようです。是非

鞍手町が先陣をきってやって欲しかったのですが、そこは難しいのです。やはり町内の経済を活性化して、町民も潤う、そして町の財政も潤うというような行財政改革に取り組んで頂きたいと思います。町長がいませんから答えにくいと思いますが、その点についてお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

議員が言われますように、行財政改革ということで前回の分は削減目標を立てて、財政シミュレーションまで立てています。今回は削減だけではないという分も当然入って来ています。全体の効果額を出していない案件もございます。そういった下で例えば防災面でも今年度調査費をつけさせてもらって、安心安全な部分の投資も計上いたしています。

ただ人件費というのがどうしても一番効果的に見える中で、職員も今月中に職員研修をして、町の状況、それから今後取り組むべき総合計画の中身といったものを職員が熟知してもらって進めて行くといった体制を作って行きたいと。そういう中で本当に減額だけでない、前向きに取り組むべきものは取り組んで行きたいという考えはございます。その辺はご理解を頂きたいと思います。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

35頁の文書広報費の中で、これは駐在員とか連絡員が昨年よりカットされているのです。そういう時に条例ではないから、事前にこのことを区長さん、連絡員に来年度はこのようにカットするということを話されているのかどうか。大したことのない金額を減額して、町が決めたからこの通りだというのはいかがなものかなと思います。その辺の根拠を説明して頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

駐在員さん、連絡員さんはどうかということでございます。削減の率としてはあまり大きいものではございません。全体で駐在員さん達が18万9千円程度です。連絡員さん、組長さん達が30万程度という削減でございます。

私の方の報酬審議会の中に、区長会の会長さんも入っていましたので、そういったところも十分ご説明して、こういった答申でございますので、区長さんの方には私の方から申し上げますが、この他にもいろいろな各種委員さんがございます。消防団というのも大きな組織でございますので、来週そういった幹部会をするようにしていますので、その中で削減になるという形のものも報告するようにしています。

区長さん方についても新年度に区長会の総会がございまして、その折にはそういうこと

も申し上げます。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

条例で出て来るものはしっかり分かりますが、規則で定められているものは、気持ちは全然分からないのです。額としてもこのようなものを扱わなければいけないのかという、そういう要素はあるでしょうが、区長とかその辺を毎年落として行くということになると志気の問題にもなると思います。幾らが正しいのかということになるろうかと思えます。

何でもかんでもカットでなく、連絡員さんとかの仕事量は昔より多いのではという感がするわけです。そんなに額的に大きくなかったら扱う必要がないのではという気持ちでいます。総務課長さんはそのことを説明して、理解してもらえばいいかなと思えますが、その辺も十分配慮して欲しいと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

議員のおっしゃることはよく分かります。これは町の財政が厳しいという中で、議員さんをはじめ町長、副町長、特別職も減額になると。他の委員さん達も減額になるというところで、区長さん達も、俺たちは下げるなというような声は出ないかとは理解しています。

その中でみんなが心を1つにして、鞍手町のために少しでも汗を流そうということさせて頂ければ理解をして頂けるのではと思っています。そこの所のご理解の程よろしく願いいたします。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

今駐在員の事務費の問題が出ていますが、駐在員というのは、そもそも身分はどのようになっているのですか。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

駐在員の身分としては、一応鞍手町の方で委嘱をしています。非常勤特別職としての身分という形でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

私は選管に聞いたことがあるのですが、駐在員は非常勤の公務員であるという回答でした。私もそうだろうと思います。公務員なら公職選挙法で選挙活動等は禁止されている筈ですが、

公然と前回の町長選挙でも、今回の町議選でも。

○議長 日高 直幸君

香原議員、質疑に関係ないので質問を変えて下さい。これは質疑に関係ありませんので、質疑の関係についてのみ発言して下さい。

○3番 香原 暹君

いま予算を増やすべきだとか、仕事が増えているからと言っていますが、その仕事の中にそういった活動が入るのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

そのご質問でございますが、それは入ることがおかしいとは思っています。

○議長 日高 直幸君

原 議員。

○2番 原 哲也君

67頁の予防費、13節の委託料がございます。これは子宮頸ガン予防ワクチン等の予防費と思いますが、先日新聞でワクチンが不足しているということでございましたが、当町の方ではそういうものを確保されていますか。対象者は何名ぐらいおられますか。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

質問に対してお答えいたします。

この予防費ですが、通常の定期の予防接種、3種混合、2種混合、MR、日本脳炎等が定期の予防接種ということです。子宮頸ガンの分ですが、この分も一応予防費の中に組んでいまして、予定人数は子宮頸ガンの方で517人予定しています。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長、ワクチンが不足しているのかという質問だと思います。

○保険健康課長 鯨坂 健二君

ワクチンに関しては、現在打っている方の分だけを予約を取って確保している。それ以外の新規に関しては、業者に発注をかけますが、なかなか入りづらいという状況であります。

○議長 日高 直幸君

病院局長。

○町立病院事務局長 中野 眞路君

町立病院は子宮頸ガンの予防接種を行っています。先週薬品の卸屋からワクチンが非常に不足しているということで、当分の間供給が出来ませんということが入っています。

今高校1年生ですが、もうすぐ2年生になりますが、それについて国がいているのが2年生になってもそういう人は打てるような措置を考えていると。そうしないとワクチンが不

足するというので、今うちの方に連絡が入っていますので、来年度までには入って来るのではと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。只今議題となっている議案第21号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第21号は議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 14時14分

再会 14時25分

○議長 日高 直幸君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

ご報告いたします。

委員長に久保田正之議員、副委員長に岡崎邦博議員。以上でございます。

○議長 日高 直幸君

以上のように決定いたしました。

次に日程第20 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第23号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第23号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第22 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第24号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第24号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第23 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

今年度の工事の予定と、加入率がどのようになっているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。

今年度の工事の予定箇所としては、推進工法で本町の交差点から立林方面に向けて、前のロダンの交差点までを1本と、もう一つは西区から役場に向けての工事を推進で考えています。

あと、開削工法としては、裏田団地の後、永春とか、歯医者とかが残っていますので、その部分と西区、東区の一部を開削工法ですることになっています。

普及率としては、22年度の3月31日現在で32.4%になっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

普及率が32.4%ということで、もう一つは受益者負担金です。これについて下水道工事をしないまでも受益者負担金は払わないといけないということで、状況がどのようになっ

ているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

受益者負担金につきましては、来年度は中山北区、東区、西区、い牟田区、裏田団地の一部で負担金を掛けるようにしてしまして、一応面積にしまして11万平方メートル、金額にして5500万円程度を見込んでいます。

今までの受益者負担金であります、19年度分の残りが400万円、20年度分で187万円、21年度分で31万6千円、22年度分で171万円を予定しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

予定というのは、その分が全部入れば全ての方が受益者負担金を支払ったということになるわけですか。

○議長 日高 直幸君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

全てといいますか、下水道が供用開始した部分について随時掛けていきますので、まだ整備の終わってないところは掛かっていません。来年度の予定は先程申し上げましたように、その部分が今年度追加になるということで、一応11万平方メートルの面積に負担金を掛けるようにしてあります。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第25号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第25号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第24 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第26号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第26号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第25 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第26 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第27 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第29号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第28 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第30号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第30号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第29 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

これは議員の発議ですから提出者の議員の方にお尋ねするのですが、これは以前民生委員会があった時に、その委員の有志といいますか、そこで環境美化条例が提案され可決されて条例が制定されたわけですが、その時も今回一部改正にあるような罰則規定といいますか、そういう部分も出ていたと思います。私は委員会所属ではなかったので分かりません。その時に意見もあったのでしょうか、なかなか罰則規定を実際に運営するということについては、難しい部分があるのではないかという議論があったのではと思います。

今回罰則規定を設けようとする最大の理由、実行性も含めてどのように考えているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

確かに実行性があるかどうかという問題は、非常に難しいものでございます。鞍手町の環境美化に関する条例が出来た頃は、各市町村ではほとんど罰則規定がなかったのではないかとということが想像されますが、近年かなりの市町村で罰則規定を設けるような傾向が生じてまいりまして、私もインターネットで調べましたら、私の調べた範囲ですが、40数市町村で罰則規定が出来ています。

その内容を調べてみますと、法律でカバー出来ない部分、法律というのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、かなり重い刑罰が掛けられるようになっていきます。この法律では、例えばゴミのポイ捨てとか、たばこのポイ捨てといったことについては、殆ど対象になっていない。それと放置車両についても対象になっていないということがございまして、そういうところをカバーすることによって、まずは抑止効果、町内の住民はもとより、町内を旅行する人「旅行というのは立ち寄る人ですが」に対する抑止効果、特に近年よく言われるのは鞍手町民よりも、よそから来て捨てるというようなこともあるということとでございます。それをまず鞍手町が罰則を設けたということを発信することで、かなり抑えることが出来るのではないかと。

また警察は町の職員がゴミを捨てた人を特定して訴え出ても殆ど警察が相手にしてくれ

ないと。ただ呼んで注意を促すだけというようなこともあります。町が独自に罰則を設けることで、それを強く求めることが出来るのではないかというような観点から、今回廃棄物処理及び清掃に関する法律を補完する意味で、鞍手町も罰則規定を設けてはどうかというふうに判断いたしました。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

抑止効果というのはあるかと思いますが、条例に規定すれば、これを適用しないわけにはいけないというふうになると思います。条例でしっかり50万円以下の罰金だとか、5万円以下の科料に処するということを規定すれば、これは違反すれば条例を適用してやるということになって来ると思います。

例えばですが、50万円以下とありますが、これは50万円ではないのですね。それが幾らになるのかとか、誰が何処で決めるのかとか。もう一つは今回車両等というものも付け加えられていますが、今自転車の盗難とか、駅に置いていたら盗られて田んぼに捨てられていたとかがあって、今自転車は安いので盗難届も出ない状況なのです。それが自分の自転車がそういう所に放置されていたという場合に、じゃ誰が悪いのか、盗られたという証明もない、本人に管理責任があって、放置していたというふうに判断されれば、盗られた本人が罰金を払わないといけなくなるということも考えられるのではないかと思います。その詳細なことをどうするかということまで考えないと、なかなか難しいのではないかなと思います。

条例が通れば行政の方が条例に基づいてやって行かないといけないということで、今日は提出者にしか聞けませんから、行政に聞くわけにはいけません。その摺り合わせをしっかりとやって行かないと、条例が出来てその後という話にはなりにくいのかなという気がしますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

この罰則の適用は全て司法当局でやって頂くことになるわけで、町としてはそういう不法投棄をした人の通報をすれば、町としての役目は終わりだと思います。

車両等、特に多いのは自転車だと思います。自転車は本人が放置することは殆どない、先程質問者が言われたように、ちょっと借りてとかそこに有ったやつを使って、使用窃盗という言い方をしますが、盗ったものを乗り捨てるといったことが多いと思います。

それは持ち主の責任ではありません。そこに旅行者という言葉が生きて来るとは思いますが、それを持って来て放置した人間が罰せられるわけで、持ち主は全然罰せられることはありません。そういう意味で捨てた人間が分かれば、その人に対する罰則の適用ということでございます。

この条例改正案の提案にあたって、私は埼玉県の吉川市の方に議員3名と一緒に行きまし

たが、吉川市も同じような罰則規定を設けてやっていますが、3年間で半分に不法投棄を減らしたという実績を持っていました。それは不法投棄があったらいち早く通報すると同時にゴミの撤去を年間、業者に委託していて、業者を取ってもらうということです。

よくゴミがゴミを呼ぶということがいわれますが、綺麗にしていると新しくゴミを捨てる人は捨てにくいというような効果があるのだらうということで、そういう実績を上げているわけです。

加えて私は、これは教育上の問題があると思います。ゴミぐらい捨てても良いのではないかという安易な風潮が生まれて来て親から子に、子から孫へというふうに伝えられるというか、それが受け継がれて行く。親が子どもの前で平気でゴミを捨てるような行為も、この鞍手町が物を捨てたら罰せられるぞという思いがあれば、そこに大きな抑止効果が働いて、もし子どもが捨てたら、ゴミを捨てたらいけないではないかということ子どもに教える機会にもなるかなという意味で、鞍手町全体の美化に大いに貢献すると。

福岡県では罰則規定を設けているのは北野町だけなのです。他の都道府県はかなり多いのですが、北野町に続いて罰則を設けて、やはり宣言をするということの効果というのは非常に大きいものがあるのではと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

趣旨は分かっています。だから司法が判断するからそれでいいということではなく、執行部がしっかり理解してやらないといけない。そこの摺り合わせはどうなっているのですかということ聞いています。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

執行部との摺り合わせはしていません。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

執行部との摺り合わせをやっていないということですが、この罰則が新たに付くわけですが、この罰則の懲役刑と罰金とありますが、これが本当にこの金額で妥当なのかどうかということを何らかの形で相談して決められたのかどうか。

それとも他の条例を見て適当ではないかと思って決められたのかをお聞きしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

私はインターネットで調べた資料を持っていますが、この改正案以上に厳しいところもあります。懲役というのは入ってなくて罰金のみというところもございます。

これは上限ですからその辺はある程度の厳しさが無いといけないのではというふうに思いまして、他の市町村の条例を一つ一つ検討して、この辺が妥当かなというふうに判断いたしました。

私の方で差を付けていますのは、空き缶とかたばこのポイ捨てよりも、放置車両の方が責任が重いのではないかと。その前提として盗むという行為も考えるならば、私はこちらの方が重いということで差を付けさせて頂きました。

科料については、これは自動販売機等の業者にいろいろ勧告、そして命令をしてその命令に従わない場合にということとございますので、これは犯罪性が薄いということで、刑罰でない行政上の処分として科料ということにいたしました。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

まず科料か罰金、懲役刑もありますが、これは関係機関にご相談か何かされて、その中で判断されるべきではないかなと私個人的に思っています。

直方署なりに出向いて、これで妥当なのかどうかということをお聞きされたのかどうかをお聞きします。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

直方署には相談していません。以前私は行政の方の担当の方が折角ゴミをあさって、手紙等から名前を割り出して、直方署に訴えたけれど殆ど相手にしてくれなかったというような無念さを聞いたので、私は直方署に行ってみようかとお聞きしたら、担当の係長曰く、この体制を見て下さい。職員6人いるのですが、みんな薬物で出払って、ゴミどころではないのですよと、気持ちは分かります、自分達もやりたいと思いますがというようなことで、なかなかそこまで手が回らないというようなことは言っていました。

今の法律の刑罰規定は6ヶ月の懲役または1千万の罰金というかなり重い刑罰規定があるのですが、それでもやれていないという状況はございます。

それは主に大型ゴミのような物の廃棄不法投棄を想定してのことなのですが、それでもやれないから単に放置車両とか、ゴミのポイ捨てぐらいで本当に警察が動いてくれるのかという心配はあります。しかしそれを積極的に、何度も出すことによって警察も動いてくれるのではないかと期待感もございます。いずれにしてもこれがどんどん郊外でゴミが散乱するということは、本当に見るに忍びないという気持ちから、時間が足りませんでした、まずは条例改正までをさせさせて頂いて、その後こういうふうになったからよろしくお願ひしますというようなお願ひは必要かと思っています。以上です。

○議長 日高 直幸君

川野 高實君。

○10番 川野 高實君

もう1点聞きそびれましたので、政務調査に行かれたとお聞きしましたが、その中で当地の行政が罰則規定等を設けて運用されたのかどうか。先程は3分の1ぐらい減ったという話でございましたが、その辺のところも少しお聞きかせ願いたいと思います。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

罰則の適用事例があったのではないかというふうに期待をして行ったのですが、通報はするが、まだ罰則が適用された事例はないということでございました。それでも効果は3年間でゴミの不法投棄が半減するという手応えは十分感じているということでございましたので、その辺を十分やって行けばかなりの効果があるのではないかと感じます。

○議長 日高 直幸君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている発議第1号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって発議第1号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第30 議案第31号から日程第32 議案第33号までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

日程第30 議案第31号から日程第32 議案第33号までの3件につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第30 議案第31号は平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号であります。本補正予算は、町立病院の医療器機整備に係る事業費の内、4千万円が国の補助対象となったことから、その充当財源として病院事業会計へ繰り出すこととしていた過疎債分2千万円を減額するものです。

この補正予算により、歳入歳出それぞれ2千万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億2357万3千円といたしました。

以上が補正予算第8号の概要であります。

日程第31 議案第32号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

本補正予算は、町立病院の医療機器整備に係る事業が、国の補助対象となったことから、関係項目を調整し、歳入歳出それぞれ4千万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ22億7261万3千円といたしました。

以上が補正予算第5号の概要であります。

日程第32 議案第33号は、平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号であります。本補正予算は、予算第4条に定める資本的収入及び支出において、画像情報システムの導入に対し、国の補助対象となったことから、収入の調整を行ったものであります。

主な補正内容は、収入では他会計負担金追加2千万円、企業債減額2千万円といたしております。支出の補正はありません。以上が補正予算第4号の概要であります。

以上日程第30 議案第31号から日程第32 議案第33号までの3件についての提案説明であります。

ご審議の上ご協賛の程よろしくお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

日程第30 議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の5頁をお開き下さい。

4款 衛生費について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。21款 町債について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第31 議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第32号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第32 議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から16日までの7日間を委員会審査のため休会としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日から16日までの7日間は委員会審査のため休会することとします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 15時02分

平成23年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
平成23年 3月17日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成23年3月17日 午後1時01分			日 高 直 幸		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成23年3月17日 午後1時39分			日 高 直 幸		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲 也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正 彦	出欠			
	5	武谷保正	出欠			
	6	岡崎邦博	出欠			
	7	日高直幸	出欠			
	8	田中二三輝	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
10	川野高實	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	1番	須藤 信一郎		2番	原 哲 也	

職 務 出 席	議会事務局長	長 友 浩 一	出 欠	議会事務局長補佐	渡 辺 智 文	出 欠
	町 長	柴 田 好 輝	出 欠	会計課長	原 繁 幸	出 欠
	副町長	本 松 吉 憲	出 欠	建設課長	岡 松 要 一	出 欠
	教育長	山 本 喜 久 男	出 欠	企画財政課長	白 石 秀 美	出 欠
	総務課長	阿 部 哲	出 欠	上下水道課長	中 岡 和 之	出 欠
	福祉人権課長	松 澤 守	出 欠	病院事務局長	中 野 眞 路	出 欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	平 瀬 研 一	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	鯨 坂 健 二	出 欠
	出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成23年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月17日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号) (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算 (第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算 (第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算 (第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算
(第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号) (民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算 (第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算 (第7号)
(総務文教委員長報告)

- 日程第20 議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算 (第8号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第23 議案第21号 平成23年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第24 議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第28 議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算 (民生産業委員長報告)
- 日程第29 議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第30 議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 議案第25号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第32 議案第28号 平成23年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第33 閉会中の継続事件

平成23年3月17日（第4日）

開議 13時01分

○議長 日高 直幸君

会議に先立ち、去る3月11日に発生しました、東北地方太平洋沖地震により亡くなられた方々に対しご冥福をお祈りし、謹んで黙祷を捧げたいと存じます。

ご起立をお願いします。

黙祷。

（全員起立「黙祷」）

黙祷を終わります。

町長より挨拶の申し出がありますが、後程これをお受けしたいと思えます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 発議第1号から日程第9 議案第33号までの9件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会議案審査報告をいたします。

発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

附帯意見 本案は不法投棄等の不法行為に対し、罰則規定を設けることを主な目的としていますが、罰則規定を適用するための条件整備が整っていません。よって本委員会としては、罰則の適用に当たっては、関係機関と十分な協議を行った上で提案するよう申し添えます。

次に議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号。

議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第3号。

議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号。

議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号。

議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第3号。

議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号。

議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号。

本委員会は、3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発議第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第32号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第33号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

発議第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号 鞍手町環境美化に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。従って原案について採決をします。

発議第1号は原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

挙手少数です。

よって発議第1号は否決されました。

次に議案第13号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第14号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第15号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第16号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第19号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第3号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第20号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算第3号を採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第32号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を採決し
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に議案第33号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算第4号を採決しま
す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第10 議案第3号から日程第22 議案第31号までの13件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例。

議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第7号。

議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号。

議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第3号。

議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第31号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 9 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 10 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 11 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 12 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 17 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 18 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 31 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第4号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第6号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第7号 鞍手町特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第8号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例及び鞍手町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第9号 鞍手町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第12号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第17号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第18号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第31号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第23 議案第21号を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

久保田予算特別委員長。

○ 9 番 久保田 正之君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 21 号 平成 23 年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は 3 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 21 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 21 号について討論ありませんか。

宇田川議員。

○ 13 番 宇田川 亮君

討論に先立ちまして、3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、痛ましい犠牲となった方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

議案第 21 号 平成 23 年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

平成 23 年度鞍手町一般会計予算では、厳しい町財政の中、日本共産党がこれまで何度も取り上げて来た乳幼児医療の無料化は、引き続き小学校入学前まで行われることになっています。さらに、子宮頸ガンワクチンの接種は一時的にストップされていますが、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの予算が盛り込まれていることは心から歓迎するものです。

しかしながら貧困と格差の拡大が深刻な問題になっている今、行財政改革の名の下に、あらゆるサービスが切り下げられています。その一方で同和関係予算は温存されています。

町の財政も逼迫していますが、町民の負担は国保税、住民税、ゴミ袋料金、介護保険料、後期高齢者医療など、重すぎるものとなっています。今こそ町民の暮らしと営業に光をあてる予算に組み替えて行くことを求め、反対討論を終わります。

○議長 日高 直幸君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号 平成 23 年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第24 議案第22号から日程第30 議案第30号までの7件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

宇田川民生産業委員長。

○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第22号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第23号 平成23年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算。

議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算。

本委員会は3月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 29 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 30 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 22 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 23 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 24 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 26 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 27 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 29 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 30 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号 平成 23 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 23 号 平成 23 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第24号 平成23年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第26号 平成23年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第27号 平成23年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第29号 平成23年度鞍手町病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第30号 平成23年度鞍手町介護老人保健施設事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第31 議案第25号及び日程第32 議案第28号の2件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

岡崎総務文教委員長。

○6番 岡崎 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 25 号 平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第 28 号 平成 23 年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は 3 月 9 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 日高 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 25 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 28 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 25 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 28 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号 平成 23 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 28 号 平成 23 年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第 33 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第 74 条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けしたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査とすることに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 高 直 幸

議員 須 藤 信一郎

議員 原 哲 也

平成23年3月17日

鞍手町議会

議長 日 高 直 幸

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
	陳情第3号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査